

淀川水系流域委員会 第 8 5 回委員会 議事録（確定版）

日 時 平成 2 1 年 4 月 8 日（水）
午前 1 0 時 3 0 分 開会
午後 1 時 3 0 分 閉会
場 所 ラポールひらかた 大研修室

〔午前10時30分 開会〕

1. 開会

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻になりましたので、これより淀川水系流域委員会第85回委員会を開催いたします。司会は私、委員会庶務・近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、お席に16名着席されております。18名で案内をいただいておりますので、いずれにしましても定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

本日は、「議事次第」「座席表」「委員リスト」、それから右肩に審議資料-1『「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の進め方について 案』という資料と、河川管理者提供資料「淀川水系河川整備計画の策定について」という2種類の資料をお配りしております。

なお、委員には、淀川水系河川整備計画の本文を企業資料として置かせていただいております。ご確認をいただけたらと思います。

前回委員会以降に委員会あてに寄せられました委員及び一般からのご意見につきましては、ホームページに都度掲載しております。

審議に入ります前に発言に当たってのお願いをさせていただきます。ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。委員発言を割ってのやじや大声での発言等は審議の妨げとなりますのでご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは中村委員長、よろしくお願いいたします。

中村委員長

中村です。第85回委員会を開催します。今回、10時半から13時までということで会場設定しておりますが、御承知のとおり「淀川水系河川整備計画」というものが発表されました関係で、河川管理者から審議事項等は別に新たに計画の説明書というものをお願いして、そのための必要な時間をこの開催時間に含めるということになり、場合によっては当初設定した時間を超えるやに思われますので、その際にはよろしくお願いいたします。

では、座って議事の進行をさせていただきます。

本日は報告事項と審議 審議といいますが当初から作業を進めておりまして今回のメインのテーマであるのですが、進捗点検の進め方ということで行っていただきます。その後、先ほども申しあげましたように整備計画の説明というのをに入れていただき、その後、一般傍聴者からの意見

聴取ということでいこうと思います。

まず、庶務から河川管理者の異動報告及び前回委員会以降の会議開催経過についてということでご報告をお願いします。

2. 報告

1) 河川管理者の異動報告について

2) 前回委員会以降の会議開催経過について

庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより、1) 河川管理者の異動、及び事務所の廃止について御報告いたします。

琵琶湖河川事務所津森ジュン所長の後任としまして、守安邦弘所長が着任されました。

猪名川河川事務所伊藤弘之所長の後任としまして、米津仁司所長が着任されました。また、猪名川総合開発工事事務所及び淀川水系総合調査事務所が昨年度末で廃止となっております。

以上でございます。

続きまして2) の、未報告となっております会議についてご報告申し上げます。スクリーンをらんください。

報告いたしますのは、3月16日に開催されました第84回委員会についてでございます。ここでは、委員会より進捗点検の視点・指標について、河川管理者より進捗点検の方法についてそれぞれ説明がなされ、審議が行われました。主な委員会の意見としまして、河川管理者の進捗点検の方法について、今は点検できないが今後は点検していかなければならない指標もあり、双方ですり合わせていくことが重要である。また、住民参加の進捗点検では参加者の意識の変化まで点検する必要がある。などの意見が出されました。

委員会の指標に対し河川管理者が示したAからDの分類について、河川管理者からは、Dは今すぐはできないが、B、Cについてはこれから考えていく必要がある、点検を進める中で出てくる課題解決の指標も必要であり少しずつよくしていくスパイラルアップの考えで進めたい、などの意見が出されました。

そのほか、スクリーンにはございませんが、第21回、第22回作業検討会が3月23日及び4月5日の両日で行われ、本日提出の審議資料の検討が行われております。

以上でございます。

中村委員長

はい、ありがとうございます。報告事項はよろしいでしょうか。

3. 審議

1) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の進め方について

中村委員長

では、審議事項に入りたいと思います。審議事項は、進捗点検の進め方ということです。前回委員会あるいは前々回委員会で、委員会側から河川管理者にお願いする大きな枠組み及び方法論ということで委員の方々からも御意見をいただき、作業検討会で枠組み及び方法論、進捗点検のプロセスというものをほぼ取りまとめたものが、お手元の審議資料1の2ページ目以降に「別添資料」というものです。この別添資料を作業検討会、運営委員会メンバーを中心にご紹介いただく。委員間の議論、および必要に応じて行う河川管理者との質疑が審議の内容でございます。

前回配付資料をお持ちになっておられない方々もおられると思いますが、マトリックスのついた進捗点検の指標、基礎案施策との関連などを示したA3の表がございました。前回の議論で幾つかの課題の指摘があったということは御承知おきいただいているというふうに思っております。

今回は前回配布資料は添付しておりませんが、この「別添資料」の右のほうに本来だったらマトリックスというものがあったのですが、そのマトリックスは今回は完全に外しました。マトリックスは作業のためにつくられたものですから外しまして、ほぼでき上がりのイメージで「別添資料」というものをつくりました。

この「別添資料」を説明していただくわけですが、その前に、別添資料の上の枠を見ていただきたいのですが、「大項目」「小項目」「観点」「指標群」、それから「評価の対象とすべき具体的事業・施策・取り組み事例」と、この5つのコラムがあります。このコラムと前回のマトリックスにあったコラムとの関係について、具体的な項目の中身の説明の前に、どういうふうに今回の表に至ったかということで、綾副委員長のほうからパワーポイントを使ってご紹介いただきます。よろしく申し上げます。

綾委員

綾です。前回と今回提出させていただいたものとの違いについて、ちょっとあらかじめ概略を説明させていただきたい。表の組みかえをやりましたので、ちょっと説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。今回は、「視点（大項目）」「視点（小項目）」「指標」「具体的な点検対象」という形で挙げられていまして、このもっと右側に事業のリストがあったわけです。それは省いていますが、これも省いております。

次をお願いします。今回は、「視点（大項目）」が「大項目」に、上から下へ見ていただいたらいいんですけど、なっています。それから、視点の「小項目」があります。その次に、ちょっと次クリックをお願いしますが、「観点」というのを新しくつけ加えております。これは点検を行う際の考

え方ということですが、委員会は、こういう考え方・見方で進捗点検を行いたいと、そういう趣旨を書いております。

ですから、河川管理者の方が前に違うような表を出しておられましたけれども、委員会としてはこういう物の考え方で、出された点検結果について委員会として、もう一回それを点検するというその考え方を書いてございます。

次、お願いします。次が「指標」と書いてございます。「指標」から矢印で「指標群」へと。複数になっておりますので「指標群」という形になってはいますが、その観点について評価を行う際の物差し、それを幾つか挙げてございます。詳細につきましては後から説明していただくということになると思います。

次、お願いします。それから、最後に「具体的な点検対象」ということで、これは「評価の対象とすべき具体的事業・施策・取り組み事例」に変わってます。こういう観点で指標群が与えられて、それを、どういう事業からその指標群の数値なり値なりを持ってくるかということで、対象とする事業、施策あるいは取り組み事例というものがあるわけです。

これは実は委員会のほうとしては正確にはわかりません。これを最も掌握しているのは河川管理者であって河川管理者のほうで適切に選択していただければいいということで、今回はその事業みたいなものは全部外しているわけです。

それは河川管理者のほうに任せるわけですが、ここで挙げてある「評価の対象とすべき」というのは、委員会としては、この事業については、ぜひともこの事業を使って指標群を出して、大項目、小項目が適切に計画の中で進行しているかどうかをチェックしてくださいということで、評価の対象とすべきというのは、委員会から河川管理者のほうに、これについてはぜひ入れてほしいということで、委員会が望む具体的な事例ということで、これを使って、少なくともこの事業例を入れて指標群の値の算出をしていただきたいと、そういう趣旨でございます。そういう形で今回、整理させていただきました。以上でございます。

中村委員長

ありがとうございました。ここで、このパワーポイントに対する質疑ということをやると、もう具体的な表の中身に入って、その表の中身の説明を聞きながら、場合によって、この分類なりプロセスについて、もう少しこういうことをしたらどうかとか、これが抜けているのではないかと、大きなコメントあるいは質疑を委員のほうからいただくということにしようと思います。

全体の進め方は、技術的な課題や専門分野からの個別的な見解について逐一詳細にわたって議論をすることではなくて、河川管理者に対して委員会側が要求している枠組み及び手法なりプロセスの大枠をご説明いただき、また委員のほうも、そういう趣旨で理解いただき、作業検討会、運営委

員あるいは委員同士とのやりとり、あるいは質疑というふうにしようと思っておりますのでよろしく願いします。

では、電気をつけたほうがよろしいですね。会場の電気をつけていただけますか。

まず、前回もご紹介しましたように、全体の大項目の数が7つございます。大項目の（1）が主として環境の視点。大項目の（2）が治水の視点といいますかカテゴリー。それから（3）、3ページにございますけれども利水の視点。それから（5）が統合的流域管理の視点、（6）が参加、住民参加、主体参加があり、最後の4ページの一番下のほうに（7）その他というのがございます。

それで、前回もご紹介しましたように、この（5）の統合的流域管理の視点・複眼的で総合的な管理というのは、この個別分野の進捗点検を行う作業が進む中で次回の委員会あるいは次々回の委員会でも議論をするということですので、今回は特に個別分野と関係するものを中心に、ちょっと軽く説明する程度で終えておきたいと思っております。また別に時間をとりますので。それから、（7）も同じように、多分大きな課題もあろうかと思っておりますので、委員の意見も聞きながら、主として次回以降に議論をしていくということにします。

そうしますと、（1）から（4）と（6）ということ、それぞれ主として担当していただいた委員に私のほうからお願いするというところでございます。

大項目の（1）から始めますが、これは主として竹門委員、西野委員、水野委員にお願いしました。綾委員も治水の面からかかわっていただいた。

治水のほうは主として綾委員で、作業検討会の面は宮本委員等も貢献いただいたと。利水は主として千代延委員が作業を中心的にやっていた。それから、利用のほうは川上委員ほか複数の方々から貢献いただいた。それから、（6）の主体的参加のほうも川上委員が主としてコーディネートして、ここに記載していただいたということでございます。では、まず環境のほうの竹門委員から、この先ほどの新しい枠組みで整理した内容の主なもの、あるいは注意点等を含めてご紹介いただきたいと思います。よろしく願いします。

竹門委員

竹門です。それでは、西野委員はじめ多くの委員からいただいたご意見による改訂版について、かいつまんで説明させていただきます。

前回との大きな相違点は、「指標群」の内容を、先ほど綾委員から説明ありましたように「物差し」にあたるものに限定したことです。前回版がわかりにくかった理由には、指標の中にこうあってほしいという観念的な考え方がまざっておりましたので、それについては新設した「観点」の欄に集約しまして、「指標群」として何を見ればその観点が具体化できたかどうかをチェックできるのかという図式に改訂しました。

最後の具体的事業に関しましては、項目によっては必ずしも事業ではない場合もありまして、施策ですとか、あるいは取り組み方とか制度等もこの中には含まれますので、前回、事業に限定していましたが、事業・施策・取り組みというようにに並列標記にしました。

それから、環境に関しましては、必ずしも事業目的が環境ではない場合にも、影響や効果としてあらわれるものについては、その影響が環境上検討すべき深刻なものであるかどうか点が点検の大きな目的になりますので、今回の試みとしましては、事業ないしは施策・取り組みのそれぞれについて、この点検によって効果を見たいのか影響を見たいのかを初めからつまびらかにしておくという意味で、全部括弧で影響、効果等が記入されております。

以下、全項目について解説するのは時間がかかりますので個別にあげつらいませんが、項目と観点について読み上げていきたいと思っております。

まず、「小項目」については前回の小項目と基本的には同じであります。観点等の表現が幾つか変わっております。最初に「ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生」ですけれども、これは前回の委員会でも誤解がございまして、指標群ないしは事業でこのダイナミズムそのものを人間が作り出すようなものとしてイメージされてしまった場合、川は川がつくるのだから人が手を加えないほうがいいという、そういう意見が出てきたわけです。今回は誤解がないように、「川が川をつくる」を実現するために何を点検すればいいかという観点で書いてあります。したがって、例えば「河床掘削（影響）」と書いてありますけれども、これは河床掘削によってダイナミズムを維持するのではなくて、別目的で行われた河床掘削の事業が、川が川をつくる、つまりダイナミズムを促すのにむしろマイナスの影響を与えていないかという形で評価をするのだということです。

したがって、この3つの観点で目指すのは、人間が人為的に箱庭的に川をつくるのではなくて、川が川をつくることであり、それがちゃんと実現できているかという項目に関して、このような観点で指標化するということです。1番目が、地形変化を促す方向へ進んでいるか、2番目が、流況・位況は健全であるか、3番目が、目標とする規模の攪乱が生じているかという観点で、ここに挙げたような各指標群を見るとよろしいということになります。

もちろん、これらは法律のように縛りをかけるものではなくて、これらを目安として、具体的な数値化に関しては、今後、河川整備の過程で開発していかなくてはいけない部分は当然でございますので、目安ないしは方向性と捉えていただければ結構です。

次に、2番目の「河川・湖沼の連続性の確保」であります。これについては6個の観点。内湾 - 汽水域 - 河川の連続性、横断構造物による遮断対策、本川 - 支川間の連続性、そして河岸 - 陸域の連続性、これは横方向の連続性ということですが、さらに琵琶湖 - 内湖・流入河川間の連続性、そして琵琶湖の中に関しては護岸と湖内の連続性です。これらの観点のそれぞれについて、ここに掲げ

た指標群を提案いたします。

この中には、「尺度化された」という表現で、かなりあいまいな部分もあります。例えば、横断構造物による遮断対策については、「尺度化された構造物による連続性の度合い」を指標としているわけですが、これは何らかの尺度を決めてやってくださいということであって、具体的な数値までこの指標として挙げ切れていません。実際には、河川ごとに何を連続性の対象生物あるいは対象物質にしたらいいいのかを決めて尺度化してほしいということで挙げてはございます。

今後さらに具体化するに当たって検討しなければいけない課題も含まれてはおりますが、これらの観点で整理をしていただければいいのではないかとということです。

それから、評価の対象とすべき項目については、連続性の確保を見る上で具体的にどの事業・施策について着眼してほしいかを挙げました。具体的には、各種河川工事が多く挙げられておりますけれども、中にはダムの治水・利水運用そのものがこれらに対してどういう影響を及ぼしているか、さらに、その対策として行われている弾力的運用等の効果を検討していただきたいという要望も含まれています。

3番目の小項目に移ります。「琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重」という項目です。これについては、観点として、固有性の歴史・文化の多様性の価値が保全されているかということと、氾濫原の多様性。琵琶湖・淀川水系と氾濫原と分けて書いてあります。これは、淀川水系では、やはり琵琶湖を一つの指標の対象とするべきだということで、この水域の固有種の種数、個体数、あるいは具体的に海浜植物あるいは温暖帯性樹木、湧水性動植物の分布等がその指標になるだろうということです。

評価対象につきましては、琵琶湖の場合ですと再生プロジェクトが進んでおりますので、それらの効果を点検するというのと、瀬田川の洗堰の操作がどのような影響あるいは効果を及ぼしているか、そして外来種の影響等が主要な対象になります。

4番目に「生物多様性の保全」に関する観点が5項目挙げられております。生物多様性の維持・回復。それから、種多様性自体をそもそも損なっていないか。それから遺伝的多様性観点ですね。そして、国際条約を遵守できているかどうかという観点。さらに、外来種対策ができていますかどうかという観点。これらが生物多様性の保全上必要になってくるポイントになります。

それぞれについて指標群が掲げておりますが、これらについては一部開発途上の部分もあります。例えば、遺伝的多様性を損なわずに河川管理ができるかという観点は、現在、研究者もどういう遺伝子に着目すると生態系全体の指標として有効であるかといった研究が、ようやく緒についたところでありまして、今、本省のほうでも委員会をつくって検討している最中ですので、今後そういった研究成果をここに活用していく必要はあるでしょう。

それから、5番目に「流域視点による水質対策」。これはかねがね総量規制に持っていかないといけないということは委員会でも議論されてきましたので、必ず点検項目に加えていただきたい点です。

観点5-1は、水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握ができているかどうか。これについては、どういう地点でどんな項目のどんな測定をすればいいのかについて、現状を評価・把握することが必要なので、この場合、指標といいましても「モニタリングが適切にできているか」をチェックするという意味で、ここに項目がかけられています。

5-2、水質総量規制の制度や対策の計画立案に関しましては、これも河川整備計画の中に書かれている琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立がどこまでできているかということでありまして、これについてはすぐにできているかと問われても困るかと思しますので、具体的にどのような現状になっているかをチェックしていただければいいのではないかと思います。

それから、5-3の水質対策の実現ですけれども、これについては具体的に既に各小流域、自治体等で行われている対策がちゃんと連携されているかどうかといった観点が必要です。これらの各種事業について見通していただくということになります。

次のページに移っていただきまして6番目、流域総合土砂管理の評価。これについては当初は統合的流域管理の視点に含まれていたのですがけれども、環境の観点から点検をするのが現時点では適切ではないかということで、こちらのほうに移されました。観点については3つです。土砂の生産・移動・堆積の実態評価、そして出てきた土砂を河道で受け入れる態勢ができているかどうか。さらに、その評価方法の確立です。

総合土砂管理に関しましては、管理の方法そのものがまだ河川管理者のほうでも技術開発の途上にありますので、当然、現時点での観点としては、実施の方法ですとか評価の方法そのものを確立できているかどうかを点検する必要があります。

しかし、基本的には、適切な土砂量が川にどれだけ入ってきて、どれだけ動いていて、それが支障を起こしていないかということが課題になりますので、指標群としましては、ここに掲げたような生産原の現状と河道内での堆積あるいは侵食、移動状況を評価するような指標群ということになります。対象とすべき事業については、将来的には増えていくと思うのですが、現時点ではそこに掲げたようなものになります。

7番目の項目は、流域的視野の環境影響評価であります。これは横に書いてありますように、引き継ぎ課題として最終章に掲げてありますけれども、要するにさまざまな事業が行われる場合の環境影響評価の仕方そのものに注文をつけたということです。

環境の課題と目標が整理されているかどうか。これは流域の環境計画をきっちり立てていただき

たいということ流域委員会で意見としてまとめさせていただいておりましたので、それに沿った形の提案になります。

そして、環境影響評価の項目に流域的な要素が含まれているか。これまでは、ある事業が行われる場合に、事業地の局所的な評価が通例でしたので、その事業が流域的にどんなインパクトを及ぼすのかについても、環境影響評価の中での確に評価していけるような仕組みづくりをしていただきたい。したがって、項目に流域的な要素が含まれているかどうかということが観点として重要になります。

さらに、時系列的な影響の観点ですね、長期的な環境コストを検討しているかどうか。これについては、本流域委員会の中で何度も登場している論点ですので、ぜひ各種事業にこういった観点を評価する仕組みをつくっていただきたいという思いがここに含まれております。ただし、これについては個別事業でできるとは限りませんので、時間をかけて仕組みづくりをしていくという意味で後に載せてもいいかもしれません。これについては委員の皆様のご意見を伺いたいところであります。

その他につきましては、「環境の整備と保全に関する計画は批准された国際条約に準拠しているか」。これは水野委員のほうから強くここに含まれるべきであるというご意見がありまして採択されたものです。

具体的にどのようにチェックしていったらいいのかについては、指標群に挙げられていますように、それぞれの国際条約で挙げられている項目をちゃんと見て、それが事業に反映されているかどうかということを見ればよろしいわけで、それぞれの条約について我々も含めて勉強していく必要があります。河川管理者のほうも、各事業について条約の項目との対比をしていただくことになるでしょう。

以上が全体の概要であります。

中村委員長

まず、全体ざっといこうと思いますので、引き続き綾委員から治水の視点ということで御紹介いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

綾委員

時間の都合もありますので簡単に進めさせていただきたいと思います。治水の観点ですから（２）ですね。大項目の「いかなる洪水に対しても氾濫被害をできるだけ最小化する」、この目標については変わっておりません。それから、次の小項目と観点のところ、実はこれ、前はどちらかという疑問形で書いてあったのですが、それを観点に移しまして、内容的にはほとんど一緒なのですけれども、もう少し名詞的な形で小項目ということを挙げています。１の項目は「被害軽

減」、これは正確には洪水氾濫の被害を軽減する、あるいは避難体制のことです。そのことに対して観点としては「破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備は進んでいるか」ということを、委員会としては避難体制整備がどれだけ進んでいるかということを見たいということで、次の列に挙げてございます指標群については前回提出しているものとほとんど変わっておりません。ここに指標1-1とか1-2とかずっと書いてあったわけですが、それがここに入っております。

評価の対象とすべき具体的な事業・施策・取り組み事例ということでございますけれども、これは治水の項目全部にわたってですが、委員会として特にこのことについては取り上げてやってほしいことはないということで、河川管理者のほうで適切に選定して指標の流域における現状をあらわすように数値化あるいは処理をしていただければよろしいということです。実際には、竹門委員の説明からいきますと指標群のほうが出てきて、数値なりで出てきたときに、これを、どれだけの値が出てきたからこれが適切なのか、もっと進行を進めるべきであるとか、もう少し整備すればうれしいとか、そういう評価を実際に我々としては下すというか、あるいは河川管理者自身が下すことになりましてけれども、そのことについては、これがどんな数字になってくるかということは全くわかりませんので、まだ現段階ではそこまでには至っていないというのが全体の状況です。これは全体の状況説明です。

それから2番目ですが、「洪水エネルギーの抑制と分散」です。「河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策は進んでいるか」ということで、「保水・貯留機能の確保の進捗」と「河川整備計画と都市計画との調整の進捗」、ここに書いてあるようなことはほとんど、治水の場合は整備計画の案とか、基礎案から始まって案まで出てきていますが、その中に含まれているような事例がずっと挙がってきており、事業のカテゴリーがずっと挙がってきております。

3番目が「堤防強化」ですね。それから4番目が「河道の流下能力」ということです。3番目の観点3-1は小項目の疑問型ということで、「堤防の強化対策は進んでいるか」ということです。4番目については、河道流下能力の増大は進んでいるか、あるいは洪水調節の効果的実施により洪水水位の低減は進んでいるかが観点です。ここで前回池野委員からございました、既存ダムの効果はどこで評価するのですかということがありましたので、ここに新しくダムということで、治水面に限ってダムの効果ということをして「洪水調節の効果的な実施により洪水水位の低減は進んでいるか」という形で入れさせていただいております。

あと、5番目が「土砂移動の制御」で、「土砂移動の制御は進んでいるか」ですね。6番目は「洪水被害」で、「事業の進捗によって流域住民の洪水被害期待値はどれだけ減少したか」というようなことが書いてあります。それから7番が「高潮」ですね。これは被害軽減対策とインパクトに

なります被害がどれだけ減少したかということです。次のページに移っていただいて、「地震津波」ということで8 - 1が地震対策事業・制度の進捗ぐあいと、それによる効果が8 - 2に書いてあります。8 - 3は津波対策の事業・制度ということで、その効果というのが8 - 4ということでそれぞれ掲げられております。

簡単でございますけれども、以上で終わらせていただきます。

中村委員長

念のためですけれども、一番後ろの欄の「委員会として例示指定する事業はありませんので」というのは、今、綾委員が言われたように、既に基礎案ないしはきょう後ほど御紹介がある整備計画の中に、既に河川管理者側がこういうことをやりますというものが入っていますので、それを必要に応じて流域全体の現状をあらわすように点検評価していただきたいということです。やらないうで結構ですというような意味ではありませんということです。もう既にやりますと言われていることをどういうふうに行っているかということを示していただきたいということです。

それからもう一点、補足になりますけれども、前回は申し上げましたように、先ほどの竹門委員の話にもありましたように、この中にはこれから指標も試行錯誤してつくっていかねばいけなようなものもありますし、事業がまだそれほど進んでないので評価がしにくい、あるいはいろいろな意味で、この表にそっくり沿うような形で結果をあらわせないというようなものもあるかもしれない。それは、これはこうこうこういう理由でここまでしました、あるいはこうこうこういう理由で今回はできませんということを記述していただければ、それに基づいて委員会のほうは評価するということができますので、その点はちょっと補足です。

引き続き、水需要管理といいますか利水のほうで千代延委員からよろしく申し上げます。

千代延委員

千代延です。利水は小項目が2つありまして、「水需要管理の推進」と「渇水対策の確立」です。1の「水需要管理の推進」には観点の1 - 1から1 - 6まであります。これについては基本的に今までお示したことと変わっておりません。それから「渇水対策の確立」についても、観点2 - 1で「渇水対策容量の必要性と確保手法の検討」、これも変わっておりませんが、観点としてはこういうことを挙げております。それから、指標のところですが、渇水対策会議、観点1 - 1では「渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化」、これは河川管理者のほうは利水者会議と呼んでおられます。この実現が一つの、観点としては実現されたかということも挙げております。具体的な施策とか実施の例としましては、「川上ダムの利水調整及び丹生ダムの渇水対策容量確保の必要性をテーマにした利水者会議の開催」、こういうことが利水者会議でどのように検討が進められてきたかということを進捗点検に取り上げていただきたいと考えております。あと、観点1 - 2

から1 - 6までこのように具体的に挙げておりますが、これについてぜひとも進捗点検をお願いしたいと。極めて具体的でございます。

それから、「渇水対策の確立」のほうでは、これは具体的に、今までもよく議論されておりますけれども、具体的な事例としましては「渇水時に維持流量をカットすることによる影響についての検討の進捗状況」、それからもう1項目は「渇水対策容量を琵琶湖で確保するか丹生ダムで確保するかの検討の進捗状況」というふうに、個別に具体的なことを指定してお願いするというふうに考えております。

以上です。

中村委員長

この中で、例えば渇水対策容量の話というのは、先ほど申し上げたように統合的流域管理のところにかかわってきたり、新たな整備計画の中で今後取り組んでいくという事業のところにかかわる分ですので、これはとりあえずここまではきちっとやってくださいねと。要するに過年度までに進められた事業の点検評価という枠組みでこういう表現にしているということなんです。

では、引き続き利用の視点で川上委員よろしく願います。

川上委員

川上です。大項目4番の利用についてご説明いたします。

小項目を5つ掲げております。「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の実現」、2つ目が「陸域・水陸移行帯・水域の秩序ある利用」、3番目が「陸域・水陸移行帯・水域の特性に配慮したか」、4番目が「本来河川敷以外で利用する施設の縮小」、5番目に「川に活かされた利用」の推進」、これらは第1次流域委員会から第3次に至るまでの間に審議をし、そしてそれがかなり早い時点から河川管理者が取り組まれている事業といたしますか施策といたしますか、そういうふうなものを掲げたものであります。基礎案にも盛り込まれ、それから計画案にも盛り込まれており、実際に各事務所で具体的に進められている事業を掲げたものであります。

評価の対象とすべき具体的事業が真っ白になっておりますのは、ないというわけではございませんで、改めて書くまでもなく河川管理者が積極的に進めていらっしゃるの、適切に判断・選択していただいて点検をしていただきたいという意味でございます。

以上です。

中村委員長

この白くなっているところは、前回の審議資料には非常に盛りだくさんに書かれてあって、これも治水の場合と同様に、こういう取り組みをしますと、しなければいけませんということで基礎案にも記述されていまして今回の計画のほうにも記述されておりますので、その選択とそれに基づ

く指標についても十分に河川管理者のほうで判断材料があると思われまので、それをうまく表現していただきたいということです。利用の部分は表が大分縮んだという感じになっています。

では、5番目を飛ばして6番目の「主体参加の視点・プロセスを共有する」ということで、同じく川上委員、よろしくお願いします。

川上委員

6番目の「主体参加の視点・プロセスを共有する」という大項目についてご説明いたします。全部で13の小項目が設けられております。全体を通して申し上げますと、住民が安心して河川管理者を信頼して河川整備事業や河川管理が行われるようにということで、環境・治水・利水・利用・その他全般にわたって、このように進めていってほしい、あるいはもう既に進んでいる部分や施行されている部分もたくさんあるわけですけれども、流域委員会の第1次から現在に至るまでの審議、それから基礎案に盛り込まれ計画案に盛り込まれたことを総合的に取りまとめたわけです。

1番目が「情報提供（公開）の適切性」です。観点のところを少し説明しますと、観点1-1が「あらゆる情報を公開したか」、それから観点1-2「情報公開の方法は適切だったか」、観点1-3が「情報公開についての職員の意識を点検したか」、こういうふうな3つの観点によって点検・評価することによって情報提供が適切であったかということが判断できると考えました。「あらゆる情報を公開したか」あるいは「情報公開の方法は適切だったか」ということについては、これまでのプロセスで河川管理者も大変努力をされて、寄せられた質問や意見に対して非常に適切に対処されてきたという経緯もあるわけですから、非常にたくさんの点検項目といえますが、あるいは報告していただくに当たって掲げていただくたくさんの情報が期待できるというふうに考えております。

2番の「説明責任」でございますが、これについても、「寄せられた意見や質問について、どのような姿勢、方法で説明したか」とか「回答を公開したか」とか、そういった指標を掲げております。3つ目の「意見聴取の適切性」については、どのような手法で意見聴取を行ったか、「意見聴取の対象を限定しなかったか」、それから「いわゆるサイレントマジョリティー」、物言わぬ大衆という意味かと思いますが、そういう人たちからの意見聴取の方法の開発に取り組んだとか、そういうことを観点として掲げております。

4番目に「聴取した意見の計画や事業の反映」。これは適切に反映されたかということで、「整備計画（案）への具体的意見反映項目、箇所」というふうなことが指標として掲げられております。

5番目に「意見を反映しなかった理由の説明」。これはここに書いているとおりでありまして、「回答しなかった、または回答できなかった件数とその理由」とか、そういったものを点検して報告していただければ判断できるということでありまして、6番目に「意見聴取の方法と結果の事後評

価」、それから7番目に「意見聴取反映による住民との信頼関係の構築」、8番目に「住民の視点に立った計画立案」、9番目に「住民参加推進プログラムの策定」、これについては計画案にもこういう項目が述べられておりました。河川管理者の判断で現状を点検してくださいというふうに指標群の中に書いてあります。

10番目に「住民参加の社会実験としての河川レンジャーの進捗」、観点として「公募、選任は適正に行われているか」、「河川管理者のレンジャーへの対応は中立性が保たれているか」、「住民・行政との相互学習の場となっているか」、そういうふうなことが観点として掲げられております。11番目に「諸委員会、協議会等への住民参加が進んでいるか」ということであります。もちろん、さまざまな委員会や協議会があるわけですが、住民の参加に適さない技術的、専門的な委員会もあるわけですが、そういうことも含みながら、できるだけ住民が委員会や協議会に参加したほうが望ましいということで、住民委員の属性だとか参加数などを、これは以前にも審議のプロセスで管理者のほうから提出していただいたところでございますけれども、ここに掲げさせていただきました。

12番目に「住民参加のボトルネックの見極めと対策」ということで、河川管理者が住民参加を進めるに当たって壁となるといいますか障害になるというか、そういうふうなことを6つの観点から点検していただきたいということで、職員の意識の問題だとか住民側の意識の問題だとか、さまざまな問題がありますけれども、ここに6つの観点を掲げております。13番目に、河川管理者が行っている住民参加の取り組みが、果たして住民にどの程度の満足を与えているかということがフィードバックといいますか、把握できているかどうかということも非常に重要でありますので、ここに小項目並びに観点として掲げさせていただきました。

以上です。

中村委員長

この指標群の中で、「回数」だとか「有無」だとかいうくりで、先ほどの表現でいくと名詞になっているものと、「活用したか」「適切だったか」「説明したか」云々と文章の形になったものというの両方が入っております。文章のほうは、そういう活用をしたかということがわかるような具体的な手法を既に行ってきたアンケートなり調査なりの結果を使って表現してくださいという意味で、そういう表現になっているということで、それによろしいですね。

川上委員

はい。環境とか治水とかと多少違うジャンルでもありまして、できるだけ定量的に評価できるものは定量的に評価できるような点検の仕方が望ましいと思いますし、また、定性的にしか評価できないものもございます。実際に行われているもの、これから行おうとしていらっしゃるもの、それ

から委員会が住民に安心・信頼していただくためにはこういうふうにしたほうがいいでしょうという希望的なものも含めておりますので、定性的、定量的、そしてその両方というふうな組み合わせによって、河川管理者のほうで適切に考えていただいて点検していただきたいと思います。

中村委員長

もちろん定性的の場合には何らかの文章なり図なり、そういうようなものでということになると思います。5番にちょっと戻っていただきたいのですが、5番で、この5つの分野の中で「統合的流域管理の視点・複眼的で総合的な管理」という、どうしてもこういう表現でここに反映しておいたほうがいいというものは入れてありますし、むしろ個別の5つの分野のことを指標群で評価する過程で当然このような相互関係性が出てこないといけないということで、結果的にこういうものがあらわれてきますよねというものがここにあるのと、それからもう一つは、例えば観点の1-1だと「相互補完する関係が各事業内容に考慮されているか」というときに、各事業をどういうふうに特定するかというのは、一たん5つの課題分野のことをある程度進めていただいた上で、非常に重要なので特にこれについては指標と検討の結果というのをさらに詳しく出していただきたいということです。先ほどの湧水のような問題というのは上流から下流まで一貫して連携しなければ対応できないということになりますから、そういうものについては当然そういった事業の有無の判断が出てからということになります。次回委員会以降にこれは詳しくやりますけれども、とりあえずここで基本的な考え方、最低限5つの課題にかかわる分で趣旨を理解していただくという意味でここにに入れていただいているということがございますので、後でこれはちょっと議論させていただきます。

あとは7番目も同じですが、ちょっと性格が違いますので、「長期にわたる大規模な公共事業計画の見直しや中止のための法整備、しくみづくり」の話ですので、これはこれで独立して、委員会の中でどういうふうに扱っていくのかということについて議論しないといけないということになると思います。

今のそれぞれの担当の委員の方の説明で、こういうものを委員会から要求することで河川管理者のほうに対応していただくということだということが大体おわかりになったと思いますが、まず、2つに分けてやりとりしたいと思います。1つは、運営会議や作業検討会等、あるいはメール等のやりとりの中で、補足的にこれについてはこういうふうな意見があるいはコメントを出しました、こういう説明が必要だと思いますので今発言しますということがあれば、まずそれをいただきたい。2つ目には、特にこの指標の中身について、こういうことではないのか、あるいはちょっとこういうことでは不十分ではないのかといった、この内容に対する意見について具体的にお考えになっている委員の方から質問をいただいてそれを議論するというようにしたいと思います。

まず、5を除いた1から6までの間について、特に作業検討会に参加された先生方で補足的に今

発言したいということがあればよろしくをお願いします。

では、西野委員よろしくをお願いします。

西野委員

後で入れ忘れたと気がついた部分があるので、追加をお願いします。2の「河川湖沼の連続性の確保」の観点2-5と観点2-6の具体的事業として南湖の再生プロジェクトの追加をお願いしたいと思います。それからもう一つ、「ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生」の指標群のところ、湖岸の泥質化の程度の追加をお願いします。

とりあえず以上です。

中村委員長

では、ほかに、追加や補足はございますか。

岡田委員、よろしくをお願いします。

岡田委員

私自身この作業にほとんどかかわらなかったのですが、ただ、きょうは話の中心になりませんが、統合的流域管理、総合的な視点から物を見る必要があると思います。それから、PDCAとかロードマップ、このあたりは私自身もかねがね申し上げていたところですので、そのあたりについては私自身非常に責任を感じますので、大変不十分だったのですが実際に少し私なりの意見も示させていただいて、今この中で仮に少し示していただいたと思います。作業にかかわってないでこういうことを申し上げるのは恐縮ですけれども、私はまず、多分これを実施していく上での一つの精神というのを、私の希望として申し上げたい。これはある意味で大変壮大な作業ですが、これは河川管理者、それからかかわるいろいろな当事者、これを提案している作業部会、さらには委員会、これらの共同作業だと思います。ですから、一方的にだれかがだれかに対して評価するというだけでなく、多分これ自身を進めていく上でかなり試行錯誤があるはずで、とりあえず取っかかりとして何かを示さないと進まないから示す。しかし、やっている中でかなり見直しが必要になってくる、あるいはより具体化してくるということがあろうと思います。

ですから、そういう意味では非常に壮大な共同作業だと思うのですね。それは非常に重要なことだと。そういう意味では、ちょっと私の話で我田引水ですが、この作業を行うこと自体、つまり評価を行うこと自体がある意味でPDCAサイクルだと思っています。ということが1点です。

それから、例えば具体的な話でいくと、最初の「ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生」という、この「適度」というのは一体何なのかということ自身が今後いろいろ問題になってくると思います。ですから、取っかかりとしてここにこういう指標が示されていると考えるべきです。私の理解では、例えばこの種の話というのは、ある種の物理的な指標とか非常に計測可能な指標、ある

いはこの分野に特化した専門家から見た指標というか、そういうものがまず示されると思います。しかし、この種の話は必ずしも特定の、例えば生物なら生物だけの専門家で確定できる話ではない。つまり、より広げた専門分野の、いわば参加型の指標の構築というのが多分必要になってくる。ということは、今これは第一次近似的にやっているのだと思います。

ただ、これをやっていく過程でもう少し広げると、一種の社会的な評価とどうつなげていくかという問題があります。つまり、もうちょっと別の言い方をしますと、この「攪乱」というのはそもそも専門的観点から見たときの許容度とか受容度とか、英語で言うアクセプタビリティというのがどこなのかということに対してのある種の仮説的な設定だと思います。しかし、それを今度は複数の専門家が見たときには、そこについてのまた受容度というのが総合的な観点からは変わってくると思われます。

さらにこの作業を河川管理者も含めて進めていく中で、当然その受益者とかこれを利用する地元の住民とかいろいろな方がおられるわけですが、そういう方を含めて社会的な受容度というのが一体何なのかということが、より中期的な観点から見れば問題になってくるだろう。ですから、そういうふうな視点というのもどこかに持っておく必要がありますし、そのことが、この5番の統合的流域管理の視点の問題ともかかわるのかなと思います。

ちょっと話がずれたかもしれませんが、とりあえず全体のフレームワークの確認として申し上げました。

中村委員長

それで結構だと思いますが、もう一回プロセスを見てみますと、こういう大きな枠組みといいますが例を含めて、なるべく作業レベルで河川管理者が取り組みができるようにという趣旨がまずあります。例えば「適度な」というところは、まずは河川管理者がこの点検をする中で、こういうふうに考えてこういう結果を出しましたと記述いただき、それをまずは委員会の中で議論して、これで十分かどうか、不足しているとしたら何が不足しているのか、新たに追加的にどんなデータあるいは記述が必要かというふうなことは、これはやりとりとしないといけない。まずは河川管理者から出していただくと。ただ、幾つか具体的なヒントといいますか、我々が懸念している、あるいは関心を持っているというところは表に反映しましたので、岡田さんが言われたようなプロセスを建設的に進めていくための手がかりという位置づけになると思います。

ほかに補足、あるいは今のようなここに既に上がっているものに対するコメントということがないければ、意見を、この中にこういうふうにかかれてはいるけれどもこれはこうではないかというようなことがあれば、それを委員のほうから出していただければと思いますが。

はい、深町委員。

深町委員

観点と指標群ということで非常にわかりやすく整理されていて、全体としてはとてもいいと思います。一つ気になったところの話として河川の環境の部分の3のところの「琵琶湖・淀川水系の固有性および歴史・文化の多様性の尊重」ということで、非常に大きな内容を含んでいると思いますが、書かれている指標などを見ますと生物に関しての指標とかが中心ですが、恐らくこの中には景観とか地形といったもうちょっと大きな枠組みが入ったほうが、もともとの目的とするような進捗状況の点検ができるのではないかなと考えました。

同時に配られている整備計画で見ますと、例えば17ページの「景観」といった項目ですとか、あるいは44ページにあります「良好な景観の保全・創出」というところを見ますと、もちろん自然景観とか生物というふうな観点からの評価も必要ですが、44ページの上を見ても、「川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた」というようなことがあるので、では具体的にどうするかということですが、例えば京都府の出したレッドデータブックとかには、貴重な地形とか景観といった項目が常にリストに挙がっているようなものがありますし、それからもう地域の中でこの景観なり河川をうまく生かした地域づくりをするとか保全活動をするというようなことがあるものしか挙げようがないと思うのですが、それとの整合性とか、そういうリストに挙がっているものに対してはどういう配慮をしたかとかということで項目を補完するというか、そういうチェックができるのではないかなと考えています。

中村委員長

非常に重要な視点ですので、深町委員には具体的にこういうふうにしてこういうふうな記述にしたらいいのではないかと提案いただいて、それを次の作業検討会でもう一回判断するということにします。とりあえずはこれで進められるところは進めていくという方向にしたいと思います。ほかに。

久委員

午後に授業があるのですぐ抜けないといけないので、先に何点かお話をさせていただきたいと思います。6番の「主体参加の視点・プロセスを共有する」というところですけども、これは全体が非常にすっきりしたので気がついたのですが、ここは小項目が非常に多いですね。私なりにこの小項目が少し整理できないかなと考えていたのですが、具体的には4ページ一番後のところの3番から8番という項目が小項目として1つないし2つにくくれる可能性があるのかなというように思いました。具体的には、ここの3番から8番というのは、より多くの市民の方々、住民の方々の意見を聴取し、それが計画整備に反映されているのかどうかという観点だと思いますので、1つにくるならば意見聴取が十分になされているかという小項目になりますし、2つに分けると

すれば意見聴取がなされているかどうかということ、それが計画整備に反映されていたかどうかという2段階になると思いますので、そういう整理をしていただくとほかの項目との並びとかでも非常にすっきりしていく、よりすっきりしてくるのではないかなと思いました。

そういう並びに考えますと、ここの6番の項目は、まず情報公開がなされているかどうかということ、整備事業がきちんと説明がなされているか、そして11番と比べると、この3番以降の話は、11番がどちらかというとしっかりとした委員会、審議会等に住民参加がなされているかどうかに対して、3番から8番というのは、より一般に意見聴取がなされているかどうかというような観点になっていいると思います。そういう並びからすると、今1点気になっているのが、2番の説明責任がどちらかという意見をお願いしたときへのレスポンスになっていますけれども、もう一つ手前に整備事業が行われる際にきちんと説明がされているかどうかというところのアカウントビリティーがあればいいのかなというように思いました。

最後ですけれども、特に12-3のところの話とか、同じ項目が観点の3-1にもありますけれども、対話討論会あるいは住民説明会というのが具体的に書かれていますけれども、これは実際に大阪府では住民懇談会という形で、余り確立したテーマを出さずに、この1年間の住民の方々の河川に対するかかわり方とか意見を自由に出していただくような会を設けるように努めていますけれども、このようなもう少しやわらかな形での住民懇談会がなされているかどうかという観点ももう少しあればいいのかなと。ちょっと今のところは話を戦わせるような雰囲気が多いため、もう少しやわらかな会合もやられているかどうかというところを3-1とか12-3に入れていただければありがたいなと思います。

以上です。

中村委員長

今のお話は、再整理といいますか、よりわかりやすくするという趣旨ですので、これは担当された川上委員ほかと必要があればやりとりする、あるいは今の御意見を反映して必要に応じて組みかえなり再整理をするという理解でいこうと思いますけれども、それに関して川上委員から何かございますか。

川上委員

確かに御指摘のとおりで、御指摘いただいてありがたかったです。アカウントビリティーについても、寄せられた意見だけではなくて、それ以前に整備事業についての説明責任というのはもちろん必要ですし、意見のところは整理するともっとすっきりするのは確かです。あと、対話討論会については、これまでの第1次からずっと流域委員会のプロセスで、ダムだとか河川利用だとかいうテーマを限定して合計36回も流域でかなり大規模に対話討論会をやってきていますよね。そのこと

を念頭に置いて、ここに対話討論会を掲げているわけです。

中村委員長

寶委員、よろしくお願いします。

寶委員

寶です。まず、2のところについてですが、3点ほど確認と提案をしたいと思います。まず、2の小項目の1、3、6、8についての、この右の欄ですけれども、綾委員にお尋ねしたらすぐ解決すると思います。これは横棒が入っていますが、これは全部の黒のドットに共通ということでしょうか。

綾委員

はい。

寶委員

わかりました。では、この小項目1と3と6と8の右の欄は、すべてのドットについて共通の御指摘だということですね。

それから2つ目は、多分ここで、この2のところでもいいだろうと思いますが、上下流バランスの話が抜けているのではないかなと思います。下流の安全度を下げないようにしつつ上中流を整備するというのが、この計画の進捗においてそういうふうになっているかどうかという点検は要らないかどうか、ちょっとご検討いただきたいと思います。

それから3つ目は、小項目4の河道流下能力のところの指標群のところの表現です。今ちょうどスライドが映っておりますが、真ん中に映っていますけれども、「昭和28年13号台風」から「×2.0における」というところ。今このポインターで示しているところですが、この「昭和」から「における」までをこういうふう書き直したらどうか。「想定する超過洪水に対する」と。つまり「想定する超過洪水に対する越水及びHWL超過延長の減少」としておくのがいいのではないかなと思います。というのは、ここの欄の上下を見ても、ここだけかなり特化した表現になっているわけですね。ですから、「想定する超過洪水に対する」とかいうことで十分ではないかなと。

それと、この×1.5とか×2.0につきましては、ちょっときのうの午後に意見を出しまして、委員の皆さんにはきのうの午後、夕方ですか、送っていただいたと思います。これですね。昭和27年から平成16年までですか、53年分のデータで解析するということで、確率評価されているわけですが、この3ページ目に図を載せておまして。その53個の年最大の24時間雨量をプロットすると、ここに53個並んでいるわけですね。これはグンベル確率紙あるいは極値確率紙というわけですが。この一番大きいやつが戦後最大洪水時の降雨ということで、流域面積が7,300km²足らず

だそうですけども、そこに222mm降りましたというわけです。戦後第2位ということになりますと、これは昭和57年の台風10号時だと思えますけれども、この209mmになるわけです。

これに通常の水文統計解析の方法をやりますと、ここに幾つも分布形が示されていますけれども、当てはめると大体このラインのそばにこういうふうにプロットされるわけです。この53個の点を縫うように適合度のいい分布はゲンベル分布とGEV分布ですけども、GEV分布、一般極値分布で計算しますと、この222mmは大体60年確率に相当すると。順序統計学的に言えば53個あるわけですから53分の1と言ってもいいですが、理論的解析によれば60分の1相当になるということで、戦後最大洪水に対応するということは当面60年確率の大雨に対応していこうということになるんだというふうに理解できます。

あと、1.2とか1.5とか2.0というのはそれぞれ266mm、333mm、444mmということですが、444mmというのは、この線の右端に相当しますけれども、これをずっと上げていきますと物すごく上のほうへ行くわけです。確率評価すると五万何千年確率とか、そういうことになります。2年前の11月6日の国交省の資料では、解析の方法が違うのだらうと思えますけど、3万7,000分の1とか、そういうことなのですが、限りなくゼロに近い生起確率になります。

だから、私としては、先ほど申しましたようにこの表の中に×2.0とか、そういった表現は、これはちょっと。なぜ2.0にするのだと言われたときに、私はこの道の専門家として説明責任を果たしづらいと思いますので、先ほど申し上げたような修正、「想定する超過洪水に対する越水」云々というふう書き直していただけたらありがたいと思っております。

あと、この表でついでに申し上げますと、3の「渇水対策の確立」のところの指標群で「同左」とありますね。ここはもうちょっと具体的ににならないのかなと。観点と指標群とが「同左」という、この並びを見てももう少し工夫ができるのではないかなということで、これはご担当の方にご検討いただきたいと考えております。

細かなところですが、観点12-3の表現ですけども「行政の住民を受け入れる体制」というところですが、「受け入れる」の意味がちょっとわかりにくいのではないかなと。観点12-3のところですが、ですから、そこもちょっと表現を考えてみたらどうかと思います。

以上です。

中村委員長

今の御意見はわかりました。治水の担当者の方と、答えていただくなり議論するなりということも一つの方法ですけども、これは多分それなりに、責委員に作業部会に入っていて、この中身をきっちり理解した上でどう対応するかと決めたほうがいいと思うので、とりあえず今はお聞きしましたということにして、それでぜひ次回以降の作業検討会に、今まで入っていただけなかっ

た方で何かその種のことがある場合にはぜひ対応していただきたいと思います。綾委員にはとりあえずこの部分はペンディングで、あと残りは河川管理者のほうで実際に作業を進めていく上で問題なさそうですので、そういう対応の仕方ではいいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

綾委員

私は結構ですけれども。

中村委員長

ということで、具体的にどういうふうにするかというのを、次回も当然委員会なり作業検討会で、ここで、この5つがとにかくできるということですね。5つがほぼできるということが非常に重要ですので、先ほどの2の治水の観点の4 - 1の指標群の話をどうするか、それから上下流バランスというのは多分、統合的流域管理の部分にもかかわってきますので、かつ基礎案にはなくて計画に出てきた話ですので、どう扱うかということを引き継いで決めた上で対応すると。その議論の中にはぜひそういう意見をいただいた方に参加していただいて決めていくということにしたいと思います。

次に、もしよろしければ、かがみの部分の文章を含めて河川管理者と委員会の間でやりとりをさせていただきたいと思いますが、かがみの文章ですが、「淀川水系河川整備計画」の計画内容の進捗点検の進め方について「案」になっているわけですね。それで提出します、5月末日までをお願いしますと。それに対して意見を述べますで、「下記にしたがって実施してください」ということで、「記」の中に一、二、三というところがございます。進捗点検に当たっては、今説明した別添の様式に従って評価を行ってくださいと。各観点について点検の頻度、ここには頻度という欄がないですけれども、河川管理者側としてはこういうものはこれぐらいの頻度でやるべきではないかというようなことで、頻度というものを、できればできる部分については明示していただきたいと。今回点検できない観点については、その理由を書いていただきたいということで、データがないからとか、まだ計画で過年度事業ではあるものの実際に事業が進んでいないとかというようなことで明示をしていただければいいということでございます。

この全体で委員会側から河川管理者側をお願いするという趣旨の文章でございますが、ここまでのこの文章を含めて表現について、これはおかしいのではないかと、これはこうしたらいいのではないかというようなことが委員の方からあれば、まず委員の方からお願いしたいと思います。

西野委員。

西野委員

西野です。おかしいとかということではないのですが、本日欠席しておられる委員もおられるの

で、大枠でお認めいただいて、それであと細かいところはもう少し修正があるという形で進めていただけたらと思います。

中村委員長

この文章に行く前に、先ほどの御紹介いただいたやりとりの最後に今の確認をさせていただきたいということで、ありがとうございました。そういうことでございますので、委員のほうは、欠席の委員も含めて大枠ということでよろしくをお願いします。

本多委員

本多です。進め方についての案のところですけども、河川管理者に5月末までに出していただきたいということは、途中で大型連休もありますし、今からですと1カ月半あるかないかだと思いますが、河川管理者はお仕事でされていますし部署もたくさんありますので無理をしてでも出してくださいさるだろうと思います。私どものほうが、その後5月末から第3期流域委員会の任期の期間中に、出てきた結果をどこまで進捗点検結果について意見が述べられるのか、それだけの余裕があるのかというと、2カ月間というのは非常に厳しいと思います。

私はこの進め方について思いますけれども、私はこれは次期委員会に送るべきではないかと。その上で、次期委員会がどうあるべきかということ、やはりこの2カ月間に議論をしないと、これは傍聴者の皆さんもおっしゃってましたように、2カ月間で本質にかかわる意見を言えるかどうかというのがありますし、次期委員会が一体、2期から3期になったときにも大きな批判をいただきましたけれども、何も触れないままこのまま十分な時間がないまま進んでしまってもいいのかなというのは、私がちょっと疑問に思っているところです。

中村委員長

今の御意見はこれから進めていく上でも非常に重要な点ですので、多少時間をとって、次のステップへのことと河川管理者の作業のスケジュールあるいは委員会の作業のスケジュール、それから今期まだ残っている課題というようなことを含めて若干やりとりしようと思います。まずは今の本多委員の意見に対する御意見、千代延委員よろしくをお願いします。

千代延委員

千代延です。河川管理者にも5月末で無理を承知でお願いするつもりで考えておりました。もともとは8月何日ですが、実質7月までが私どもの任期です。その前提で、確かにおっしゃったように6月7月でそれをやり遂げるといことは大変だというのは事実だと思いますけれども、その大変さを前提にこれまで作業してきたとっております。したがって、予定どおり河川管理者の方には5月末ということを一応めどに無理をしていただいて、我々も2カ月でというのを最大限やるということにしなければならぬというのが私の意見です。

中村委員長

ほかに。西野委員。

西野委員

西野です。先ほど岡田委員からご意見がありましたように、評価そのものが完成されたものではなくて、河川管理者とお互いにやりとりをしないといけません。だから、私も7月に全部ができるとは思わないのですけれども、そのやりとりのプロセスそのものは今委員会でやっておかないといけません。そのまま次期委員会に丸投げという話になりますと、今後どのようになるかが全くわからないので、プロセスとしては7月任期いっぱいまで頑張って委員会として点検をすべきだと思います。

中村委員長

ほかに。川上委員どうぞ。

川上委員

川上です。本多委員の先ほどのご意見は、前半部分と後半部分は別物だと思います。

前半部分については、今お二方からご意見がありましたように、この進捗点検の評価についてはこの第3次の流域委員会できちっと任期中にやって終えるべきだと思います。新しい委員会でできるはずがありません。

次に後半の問題については、次期委員会はどうあるべきかと、あるいはどう選任していくのかというふうな問題は、これは別問題でありまして、当然そのこともこれからの委員会、きょうの委員会でもいいわけですけれども、議論すべき問題であって、この2つは全然別の問題であるというふうに私は認識しております。

中村委員長

ほかに。はい、岡田委員。

岡田委員

その外形として1つの第1バージョンというのを出すというふうに私は受けとめていて、ですから、そういうふうに理解できるような表現が必要かなと思いますが、これ（案）というのは、このまま（案）というのはそのままつくわけですか。

というのは、多分これは一種の祖型というのかな、プロトタイプの1つができていますので、決してこれで固まったものではないと思うのですよね。ですから、取っかかりとしての祖型が、プロトタイプモデルが1つできてきて、これをどんどんローリングというか転がしていく必要があると。ですから、当然次期委員会を含めてこれをどういうふうに再構築していくかというのは、それはそれぞれまた次の委員会が判断すべきことですが、必ずしもバインディングするわけではないにし

ても、そのための一つの学習を始めるという意味合いに私は理解すべきだと思います。

ですから、そういう意味でこの一種の素案なのか、第1次概成というのかな、概成ができて、一種のバージョン1というのか、提案バージョンが一つできたというふうな私は理解を今しているのですけれども。

中村委員長

綾委員。

綾委員

この辺の話は、実は前回の委員会で既に話していることで、これから求めていることの完全なものを目指しているわけではないし、できるところまでやりましょうということで、我々の任務はこういう案で、試行をやって、できて、次の委員会にこれでやってくださいというような案をつくり上げることが我々にとって最後に残された任務です。7月末にはそれを用いてする管理者から出てきた自己評価に対する委員会の評価案と、それから、「進捗点検の受け止め方」の案を今までのプロセスを経てどういうぐあいに変更したらいいかということをおわせて次回の委員会に申し送るというような形が今まで我々が考えていたことだと思います。

それで、先ほど岡田委員からもありましたけれども、進捗の進め方というのは第1次バージョンというか、とりあえず素案であって、これが完成バージョンでないということは皆さん御存じのことと、それを明確にしたほうがいいというのは私も賛成です。

中村委員長

寶委員。

寶委員

寶です。先ほどちょっと修正案とかいろいろ出たわけですが、それが確定したものをもってお願いするわけですね。ということは、きょうの時点ではないというか、後ろにずれるということの理解でいいのかどうかということと、あるいはそういうのもあるけれども、きょうお願いして5月末日までですよということなのか、ちょっと確認したいと思います。

それで、先ほど本多委員からご意見が出たのも共感できる部分もあるのですけれども、その後のほかの委員のご意見を聞いておきますと、そんな確定したものではないのだからやってもいいのではないかという話もありました。この第3項に、「今回できない観点についてはその理由を明示すること」というのがあるわけですから、例えば項目によっては洪水期が終わらんと点検できないとか、あるいは生物の生態があるわけですから、産卵期ですとかいろいろありますよね。そういう問題もあるのでこれから1カ月半余りの間にどれぐらいのことができるのかとかちょっとわかりませんが、点検できなかったものが多数あっても仕方がないという理解であれば、ある程度やっ

ていただくことはできるのかなという気はいたしますが。

ちょっと最初に確認したいということをお願いいたします。

中村委員長

最初に確認することなのですが、この審議が今期の審議事項の2番目の審議事項になるわけですが、当初からまさにこの河川整備計画の内容進捗点検ということに対応するスケジュールと、やり方と、次期以降にどういう形でこの成果を引き継ぐかという話をしてきましたので、基本はそのとおりやっていくこととなります。ですから、基本的には4月、5月いっぱいできる範囲のことを河川管理者のほうでやっていただくと。場合によってそれ以降にデータが出てきました、あるいは記述ができましたというのは、それは6月中にずれ込む分も多少はあるかもしれないですが、基本は5月いっぱいまでをお願いしたいと。

それで、7月、8月いっぱい委員会のほうがそれに対して意見を言い、かつ次期以降の今度は計画のほうになりますから、計画にどういうふうはこの今回の検討結果を生かして進捗点検というのをやっていただきたいかという文章をまとめてセットでお渡しするというございますので、きょうの段階でお願いをするというのは当初どおりのスケジュールということになります。

先ほど、何点か個別の部分で持ち越しの部分は、これは作業検討委員会で後ほどこの部分はこういうふうにお願いしますということをお願いしないといけませんし、まだ文章をお願いしたりしている部分もありますので、それはできればなるべく早い時期に、4月の半ばとかぐらいまでに追加的にこの案はこういうふうに修正しましたということやっていったらどうかというふうに思います。

寶委員

寶です。それで、この進捗点検の対象となるのは何なのですか。基礎案に基づいてやられていることなのか、あるいは。

中村委員長

過年度事業ですか、進捗点検ですか。今まで行われている事業で。

寶委員

はい。

中村委員長

今、行われている事業は基本的に基礎案に基づいて行われている。それで、かなりの部分はきょう後ほどご説明いただく計画と重複しています。

寶委員

ちょっとよくわからないところもあるのですが、そうすると、平成20年度に行われた事業につい

て、あるいはそれ以前も含むかもしれないということですか。

中村委員長

までに行くと、までに。

寶委員

そうですか。ちょっと確認ですが。

中村委員長

ということで、先ほどの本多委員からのご意見に対しては、皆さん今期で行うということで、その文章、まあ文章の機微がございますが、表現はございますけれども、主としてこういうお願いの仕方を河川管理者のほうにするとということによろしいでしょうか。

では、これで河川管理者のほうにまずはこの（案）をとるということになりましたが、このところはこういうふうな理解でよろしいでしょうかとか、あるいは大きな課題でこの指標なり何なりのところで現時点で確認したり、あるいは質問をされたりということがあればよろしく願います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

きょうは前回から修正をいただきました内容を見させていただきまして、幾つかわからないところがあったのですが、皆様方の説明を聞いて大体ポイントはわかりました。

指標群がかなり具体化したという印象がありまして、ただ、まだ具体的な数字にできるか、あるいは定性的でもどういうふうに目標を考えていくかというところはちょっと悩みがまだ残っているかなというような感想を持っております。

それで、1枚目の（案）がとれた河川管理者への提出資料ですけれども、大きく関心事は2つありまして、点検結果の期限ですけれども、先ほど体制が整っているからというご意見もありましたけれども、実際のところは現在、経済対策ということで公共事業の早期発注というような作業を今かなりの力を入れてやっております。

一方で、人事異動紹介にもありましたように事務所が2つ廃止になりました。人員も大体10年前に比べると2割ぐらい減っていているという状況の中で、これは初めて、全国で初めての大変な作業をこれからチャレンジしたいということで、目標に向けて頑張ってみますがけれども、何回か前にこの点検をやりましょうというときに、できるところまでやろう、とにかく頑張ってみようというような話もありましたので、とにかくできるところを早く進めていってこの期日に何とか議論をいただけるようにしていくことだろうと思っています。

また、この下記の部分ですけれども、おっしゃっていることはわかりました。何分素案ということで目安という域を出ない部分もありますし、また、挙げ切れてないということもありますので、

作業上の手がかりとしまして取り込んでいくということでぜひこれを参考にさせていただきたいというふうに考えております。

中村委員長

はい、ありがとうございました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

その小項目と観点の位置づけなのですけれども、我々、前回河川管理者なりの案、評価項目という形で23項目出させていただいて、今小項目は39あるのですけれども、観点は数えますと83ぐらいあるのですが、あくまでもこういう観点でこの小項目を評価してみてねという、今までの先生方のご議論を聞いているとそう聞こえているのですけれども、まずそれでよろしいかというのが1つ。

それで、あとちょっとテクニカルな話で申しわけありませんが、ご指示いただくペーパーですけれども、様式に従って評価を行うことと書いてあるのですけれども、これは我々役人的に見ればこの通りやれというふうに見えてしまうのですが、参考というか踏まえてというか、そういうことでよろしいかということと、それから、先ほど来何人かの先生がおっしゃいましたけれども、上の文章で別添のとおり進捗点検の観点、指標を作成しましたのでとありますが、ここは先ほど来あった、かぎ括弧の中に指標案なり素案なりが入るというニュアンスだということによろしいかということと幾つか確認をお願いします。

中村委員長

まず簡単なのは、様式の部分はおっしゃるとおりで、そちらのほうでこれを参考にしてつくっていただくと。それから、3番目の表現についても趣旨としてはおっしゃられたとおりだというふうに委員のほうも認識していると思いますので、その点はよろしいかと思います。

では、ちょっと委員から今の3点についてそれぞれご意見なり、あるいはより明確なやりとりができるようにコメントいただければ、ご意見いただければと思います。

宮本委員。

宮本委員

宮本です。この様式に従ってやってくださいというのは、参考にするというふうに今おっしゃいましたけれども、そこが非常に私は意味の取り違えがまた起こる可能性があると思うのです。基本的にこの大項目、小項目、観点、指標群、このまあ言ったら順番と言いますが、この項目に従って評価してくださいという意味であって、その中でこれはできませんとか、できますとかいうのはあってもいいのですけれども、要するに、これを参考にしてくれというのであれば、この中身を全部ぐちゃぐちゃにしてまた近畿地整独自の順番に並びかえてやるということでは全くないです、そこは。そこだけはちょっとよく確認しとかなないと、参考にしてというのはどうも今のは思い違いが私

はあったような気がするのですが、前回、河川管理者がああいう項目で出されましたよね。ああいう項目ではなしに、この様式の項目に従って評価してくださいという意味ですよ、これは。

中村委員長

今の点が1番目の点になるわけですが、まさにその部分は宮本委員が説明されたように、委員のほうは個別の課題分野から重要な観点及びそれに必要な視点というものを整理しましたので、それに基づいてやっていただきたいと。計画に盛り込まれている事業をベースにして事業ごとに行うという前回の河川管理者からの提案ではなくて、この枠組みでやっていただきたいということでございます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

先ほど委員長がおっしゃったのですが、前回のうちの出したものと小項目という意味ではほとんど余り大きな差はないと私どもは思っているのですが、先ほど例えば久委員がおっしゃったように、観点のところの整理の仕方とか評価指標群にしても、結局その指標群の数字なりあるいは評価をもってその観点のところはどうなっていて、それで結果として小項目のところをどう見るかみたいなレポートを我々は今度こちらにお出ししなければいけないのですね。そうやっていくとこの形ではとても整理ができないみたいなことは当然出てくるということもあるので、そういった意味で「従って」というところの固さみたいなこととお聞きしたのですが、私は大事なとはとにかく小項目だということを確認したかったのですが。

宮本委員

ここをはっきりしておかないとだめですよ。

中村委員長

今の質問というか、最後の部分をもう1回こちらのほうで言いますと、小項目を何とおっしゃいましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

進捗状況を点検するということ、この観点を全部網羅することに私は意味があるということではなくて、小項目に対してどうだったかということをもとめることに意味があるのだということ、私は思っておりますが、その小項目を評価する観点として、この例えばダイナミズムであればこの3つがありますよということでご提案いただいているのですが、そういう見方でよろしいかということをお聞きしているのですが、

中村委員長

今、そうではないというのが委員の認識なのですが、綾委員。

綾委員

ちょっと冒頭に申し上げましたのは、観点と書いてあるのは、委員会が進捗状況をこういう観点から点検いたしますという我々の意思表示であります。ですから、もしこれと違う形式でやられますと、私どもはもう一回それを再整理し直して、こういう観点ですと挙げてきたのを全部やらないといけないわけです。それはちょっと私どもの事業に時間とか人数とかがありましてできませんので、それに従って、一たん管理者のほうのやり方でやられたものをもう一度こういう形に直してもらわないと、やっぱり私どもとしてはちょっと受け取ってそれを評価しにくいという状況になってしまいます。

中村委員長

竹門委員。

竹門委員

これは前回の委員会でも既に議論にはなりかけていたわけでして、河川管理者のほうで出された同じ小項目であっても実際に点検する際の対象については事業ベースになっていたわけですね。今回の我々の提案が違うのは、それぞれの観点にかかわる事業は複数あるわけですね。逆に1つの事業に関して言ったら幾つかの観点にまたがっているわけですね。

したがって、お願いをしたい作業としましては、担当者が事業ベースでそれぞれの観点から検討されるのであったとしても、それぞれの観点についての結論とか作業内容について初めから別のフィールドに挙げておいていただいて、後でこの図式に従ってそれを再整理していただきたいということです。これについては、初めから観点とそれから事業の対応関係がわかっていればさほど難しい作業ではないと思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっと誤解を生んでいると思うのですが、今の竹門先生がおっしゃったことについては、もう初回の共通認識として我々としても事業ごとにやるものではないということで、そこはもう全然問題はございません。だから、例えば一番最初に出ているんですけども、ダイナミズムの確保というところの観点が地形変化を促す方向へと、この「地形変化を促す方向に進んでいるか」ということを評価するというのではなくて、やっぱり最終的にはダイナミズムの話を評価するというところではないかなと思うんですね。

この観点でも、きちっとこの観点について整理できそうなものと、きょうぱっと見ての話なので全部やり切れるかどうかということはまだはっきりわからないのですけれども、ですから我々としてきちっとこちらのご下問にお答えするときの主眼として、この計画がダイナミズムの確保に向けてどういうふうに進んだかということを示せと言われるのか、それともこの地形変化を促す方向で

進んでいるかということを示せと言われているのかということをご申し上げていることなんですけれども。

竹門委員

竹門です。それは後者でありまして、岡田委員がいきみじくも言っていただいたように、この観点というのは必ずしも最終形ではありません。ある研究者あるいは市民なりの価値観に従ってこういう観点が必要だということをごまずは第1次的に言ってみているという部分はあるんですね。したがって、地形変化を促す方向に進んでいるかということが金科玉条のようにこれからも生き続けるとは限らないわけですけれども、しかし、現時点において川が川をつくる河川を実現するためには、やはり地形変化は促される必要があるということをご現時点の見解として申し上げているわけですね。

したがって、その観点がどの程度計画の中で、あるいは実施された施策の中で実現しているのかということをごぜひ今回はチェックしていただきたいということですね。

中村委員長

では、ご了解いただいたということで。

はい、岡田委員。

岡田委員

ちょっと委員長に確認ですが、きょう、この5番の統合的流域管理のところはちょっと置いているのか、それともこれも含めて全部の提案というふうに言っているのかどちらでしょうか。

これは多分読んでいただければ、おおよそ専門の立場から理解はできると思うんですけども、例えばこの5番も合わせてというのは、本当にやるとするとこれは大変な話で、例えばこんなことかなというところでも実は大変だと思いますけど、そこも取っかかりとしてそれはやっていただくにはこしたことはないと思いますが、この扱いはどういうふうにされるのでしょうか。

中村委員長

おっしゃるとおりです。この枠でやっていただくことになるわけですけれども、多分この統合的管理という概念そのものについて進捗状況はどうでしたかということではなくて、個別事業にかかわる部分があるので、個別事業のことをやっている中で統合的流域管理のここに記述されている部分にかかわる部分は当然出てきますよね。それは、今回はお願いしていますと。

ただ、例えば先ほどの上下流バランスもそうなんですけれども、新しい計画のほうで出てきて、かつまだ事業をするしないも決まっていないダムの問題もありますよね。そういうもの全体が淀川水系の全体の統合的流域管理ということにかかわる部分で、それをどう考えていくのかというのは、多分引き継ぎも含めてこれから任期中に整理していかないといけない。それが多分次回以降の委員会に引き継がれ、新しい整備計画に基づいて進捗評価するときにはそれが生かされるということで

ございます。ですから、過年度までの事業についてこういう枠組みでできる範囲でやっていただきたいということでございます。

岡田委員

はい、わかりました。

中村委員長

では、時間も相当進みましたので、これで審議事項1)の「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」の進め方については審議を終えたいと思います。

それで、次の淀川水系河川整備計画の説明というところに入って、さらに委員とのやりとりの後に一般傍聴者からの意見聴取ということで、これは全体にかかわる部分で意見をいただきたいと思いますので、まず、河川管理者のほうから資料を含めてご紹介いただきたらと思います。よろしくをお願いします。

4. 淀川水系河川整備計画の説明

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

皆様の机の上に机上資料ということで淀川水系河川整備計画を置かせていただいております。ただ、これ分厚いのでお手元には説明用としまして「淀川水系河川整備計画の策定について」という資料を置いておりますのでこちらをご覧くださいと思います。

ポイントをご説明していきたいと思いますので1枚目を見ていただきますと、手続といたしまして知事意見を2月中旬から3月上旬までにいただき終えております。これを踏まえて計画を策定してまいりました。

整備計画と、それから整備計画（案）の対比表が3ページ目以降にずらっとあります。変化したところだけつけております。見方としては、（案）と現在の策定されました整備計画の比較を横に並べています。場所も同じ位置に入れていますのでどこが変わったかというのは横を見比べていただければわかりますということです。消した文章も残しておりますので、具体的にどういう文言になっているのかということがわかりいただけるとと思います。

この中で特に焦点となっておりました大戸川ダムにつきましては2ページのところに考え方をまとめておりますのでご覧ください、ちなみに比較表のほうでは、これページが3ページ目以降は横のほうにあります、14ページ、15ページに修正がどうなっているかというのが書いてまして、これをご参考にしてください。

要点を3つにまとめています。1つは大戸川ダムの本体工事は当面実施しないと。意味としては凍結するということで1点目。2点目、将来ダム本体工事に着手する場合には、改めて知事等のご意見をお聞きして整備計画を変更していきますということです。3点目、大戸川ダムの準備工事とし

て県道の付替工事については継続をしていきますということをポイント3つ挙げさせていただいてます。

この要点に至る過程がその下に書いております。1つ目の「 」は飛ばしていただきまして2つ目の「 」ですけれども、今回この大戸川ダムに関するご意見としましては、大阪、京都、滋賀の3府県の知事さんから意見をいただきました。共通した内容でございまして、「一定の治水効果は認めるが、優先順位の問題から河川整備計画に位置づける必要はない」ということでございました。

一方で、大戸川ダムに関しましては大阪市あるいは宇治市を初めとする沿江市町長からの直接ご要望もありました。その内容につきまして知事のご意見と、それら関係市町長の考えが異なっておりまして、この大戸川に対する要点を今言いましたけれども、この決断には大変苦慮したところでございます。

3つ目の「 」ですけれども、整備計画案でもお示しておりますように、大戸川ダムは段階的な目標として、戦後最大の洪水に対する安全性を確保するためには必要というふうに記載をさせていただきました。としながらも、その次の次のところですが、「そこで」で始まるところですが、整備計画では、「ダム本体工事については中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」ということでした。検討するという部分については、これは本文の一番最初の1ページ目に検討するという意味合いを記載をしております、こちらについては仮に実施するという場合には整備計画を変更するというふうに明記させていただいているということでございます。

それからあと、準備工事の県道付替工事についてもかぎ括弧で書いておりますような記載になっております。

この1つ上に「しかしながら」というのがありますけれども、知事意見との関係という意味でもご説明しておきたいんですが、整備手順として中・上流部の河川改修や他の洪水調節施設の整備手順、これらを考えていけば幾らにも整備の組み合わせ、優先順位のつくり方というのはあるのですけれども、必ずしも大戸川ダムが優先する案ばかりではないと。知事意見でもいただきましたように、優先順位を後にするという点についてもご意見として一定の合理性があるというふうに判断をさせていただきました。

このようなことから、今申し上げましたような整備計画の記載になったところでございます。最後のところに改めて記載させていただきましたのは、大戸川ダムの本体工事に着手する場合には整備計画を変更する必要があります。その際には、改めて知事等のご意見をお聞きしますと、このような形で考え方を整理させていただいております。

説明は以上でございます。

中村委員長

委員の方から、まず、今ご説明いただいたことでここはわからないとかというようなことも含めてご意見いただけるかと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、千代延委員。

千代延委員

千代延です。今、ご説明がありました大戸川ダムについて本体工事着工の場合は整備計画の変更として扱うという、この本文だけでもそういうふうを読めるのですね。ここの本文だけでも、そのことを1つ確認させてください。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

机上資料と書いています1ページ目に、これは今回整理したものではなくて、ずっとこれ定義づけというのが（案）の段階でも、原案の段階でありました。1ページ目の上から4段落目、本計画におけるという部分であります。4章の具体的な整備内容において実施するというふうに記載しているもの、それから検討して実施すると記載しているもの、検討すると記載しているもの3種類でケース分けをしております。この検討するというのが、今ご説明しました大戸川ダム本体工事の記載なのですけれども、ここに書いておりますのは今後実施の可否を含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果が出た時点で本計画の変更を行うということで本文に書かれているということです。

千代延委員

もう1点よろしいですか。そうしますと、ここに1ページにあります要点から始まっておりまね、このことと、今のこの本体のこの文章に入っているのは完全に一致してるとというふうに受け取ってよろしいですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

はい。

千代延委員

私は、こちらだけはいいことを書いてあるけどちょっと違うのではないかというふうに正直思ったのですが、これは一致しとるということですね。

それから、この比較表の10ページ、修正してあるところです。「川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする」と。ここでは「行うこととする」となっておるのですね。

知事意見をどうのこうの言う立場ではございませんけれども、知事の共通した意見は本整備計画に位置づけるべきではないということだったと思うのですけれども、これだけ見ますと、さっきは

検討するように確かに書いてありますけれども、ここでは実施するとなっているので、これでなぜ計画変更としてという扱いをして、というのは、本当にそうなのかと疑わしいことを言って失礼なんですけれども、このところにやっぱりひかかっておるのですが、そのところをちょっとご説明いただきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

先ほど説明をさしあげました2ページのところに整理させていただいたのですが、3つ目の「 」のところで、要は、戦後最大洪水に対する安定性を確保するためには必要という部分をまず記載させていただいています。これはあらゆる場面でどういうふうな治水を目指していくのかという部分を、これ今ご指摘にあった10ページというのは治水の前段の、治水部分の初めにということなのでですね。どういうことを目指していくのかということを書かせていただいている部分でありまして、実施するとは書いていません。整備するということでもまず記載をした上で、淀川本川の部分、14ページ、15ページに、しかしながら本体工事については、さっき言いましたが検討するという記載で実施を当面見送っていくということで整理をさせていただいています。

中村委員長

宮本委員。

宮本委員

宮本です。大戸川ダムのダム本体工事はこの整備計画の中では実施しないという意味ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

記載しているとおりで。

宮本委員

その記載がわかりにくいから聞いているのですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

計画の中でどうこうということではなくて、「中・上流部の河川改修の進捗とその影響を検証」して判断していきますというように書いているのです。

宮本委員

だから、表現はもうややこしくていいのですけれども、要するにこの2ページのところで本体工事は当面実施しないと書いていますね。それで、一番後の行のところで本体工事に着手する場合には整備計画を変更する必要があるというふうに書いています。ということは、本体工事をするときにはこの整備計画ではだめなので変更しなければならないと書いているわけですよ。ということは、この今回策定した整備計画においては大戸川ダムの本体工事は実施できない、しないと。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

この計画ではですね。

宮本委員

この計画では、という文章ですね、この2ページの文章は。それが計画の本文ではどこに書いてあるのですかと聞いているのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

千代延さんのご質問と同じだと思いますので、先ほどのご説明になると。

宮本委員

だから、どこにそう書いてあるか、どこで読み取れるのですかということです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

ですから、14ページ、15ページに書かれております本体工事の記載部分ですね。「ダム本体工事については中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」と。この検討するという言葉については、これは本文の1ページ目に書かれておりますとおり、実施するとの検討結果が出た時点で本計画の変更を行うというふうに書いております。これを組み合わせでそういうふうに。

宮本委員

はい。そうしたら、もう一点確認しますけれども、先ほどの10ページのところで、川上ダム、天ヶ瀬再開発、大戸川ダムの整備を行うと書いていますね。それから、その少し下のほうで、11ページの上のところで、これらを実施することにより、せめて戦後最大に対応できるようにするのだと書いていますね。「これらを実施することにより」と書いていますね。ということは、この整備計画でこの今の川上、天再、大戸は実施するということをここで述べているのではないですか。

ちょっと待ってください。私の解釈では、実施すると述べた上でダム本体の着工の時期については検討するという事ですから、この整備計画においては、大戸川ダムは実施するのだと。しかし、その本体工事をいつ着工するかについては、その時期は検討しますということだというふうに私は理解しているのですけれども。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

この計画の中で、まずどういう方向に、どういうレベルを目指していくのかを記載している部分と、それからその中で具体的な個別事業の実施内容について書いている部分がありますが、個別の事業の実施内容に関しては、本体工事は整備計画を変更して着工するというふうに書かれているのでありまして、整備局は変更しないと実施しないと書いておるわけです。

川上委員

川上です。流域委員会は、去年提出した意見で、大戸川ダムを整備計画に位置づけるのは不適切というふうにいたしました。そして、3府県知事も整備計画に位置づける必要はないという意見書を提出されたわけです。にもかかわらず、この10ページ、11ページ、15ページの記述ではどう読んでも、一般常識としては明確に整備計画に位置づけるとしか読めないですよ、これ。我々の常識はあなた方の非常識なのでしょうか。これは絶対におかしい。あえて言わせていただきますけれども、委員会並びに知事の意見を計画に反映しなかったのみならず、無視したのではないかというふうに考えざるを得ない。

宮本委員

ちょっと済みません。もう一点だけ。先ほどから、本文の「検討して実施する」と記載しているものについては、検討して実施するのだと言われてますよね。だけど、本文の中では大戸川本体工事を検討して実施するとはどこにもそんなことは書いていないですよ。

要するに、大戸川ダムを整備する、実施するというを初めに言い切っておいて、そして本体工事の着手時期については検討すると書いてあるのですよ。

ですから、先ほどからおっしゃっているように、ここに書いてあるように、例えば大戸川ダム本体工事について、検討して実施するというのであれば、確かにこの定義になるかもしれませんが。しかし、本文の中にはそんな言葉は一言もありませんよ。

「検討する」ですよ。だから、そうではない。ここが物すごく微妙なところなのです。申しわけないのですけれども、私も長年役人をやっている、この微妙な言葉の使い方はまるっきり意味が違います。だから、私が素直にこの整備計画の本文を読んだら、大戸川ダムはこの整備計画においては実施する、しかし本体をいつ着工するかについては、これから検討します、ですから別にこの整備計画を変更しなくても、ある時期が来れば河川管理者は、検討しましたから実施しますというふうに、これは普通に役人が読めば読めます。それはどうなのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

いや。まず、知事意見を全く無視とおっしゃっておられますけれども。

宮本委員

それじゃない。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

今、宮本さんのほうの話は、今、検討して実施するというようなお話もありましたけど、これはあくまでも検討するという記載でありますので、今、1ページで紹介しました本計画の変更を行わなければ実施ができないというのはもう明確に読み取れると思います。これは読み方の微妙な話

とかではなくて、そこにそう書いておりますので、ここはご確認いただきたいと。

それから、整備計画の中で、現計画の中で変更しなければならないということであれば、当然ながらこの計画で本体工事に着手しないということでありますので、今おっしゃられたように河川管理者の判断で手続を踏まずにやってしまうのではないかというご指摘については全く当たらないと思います。

宮本委員

そうしたら、もう一回確認しますけれども、要するに今回の整備計画では大戸川ダム本体工事は実施できないということを言い切っておられるわけですね。それは別にこの場ではなくても、公式ないるんなどころにおいてもそう言い切らはるわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

今現在のこの計画においては、本体工事には着工できない。

宮本委員

できない。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

できない。

宮本委員

わかりました。そうしたら、これをもし本体工事を着工するときには、どういうふうはこの本文を変更されるのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

どういうふうというか。それは今はわかりませんよね

宮本委員

要するに、今のままでは着工できないと言われるのだから、一体、本体着工するときには、この本文の計画はどういうふうになるのですかということですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

それは今聞かれても、ちょっとお答えしようが。

宮本委員

ですから、別にきちっとした文章でなくてもいいのだけど、どういう趣旨が入るのですかということですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

あくまでも手続としまして申し上げるとすると、河川管理者が単独で判断できるのではなくて、法律に基づいて、今回、この整備計画を策定するプロセスを変更段階においてもやっていく必要が

ありますから、したがって先ほど知事等の意見を聞く必要がありますというふうに申し上げたところなんですけれども。

田中委員

田中です。

つまり逆に言うと、この河川整備計画を変更しないことができるということはないのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

逆でも、ありません。

田中委員

ということは、河川整備計画を変更するときは変更する必要があると書いてありますが、それではほかの、全部見てないのですが、河川整備計画を変更しないとダムができないというふうに、そのはっきりした明文がこれには書いていないように思うのですけれども。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

繰り返しになりますが、1カ所で読めないですけれども、検討するという定義づけを1ページ目にさせていただいております。この「検討する」の持つ意味が計画変更を伴わなければ実施できないというこの1ページ目の内容に基づくということです。

中村委員長

いずれにしても非常にわかりにくいと思うのですよ。わかりにくくて、懸念するのは、残るのはこの要約ではなくて、本文なのですね。この計画なのです。それで、計画の中で明確に今の説明にあった様な記述ができていないと、関係府県知事・住民も含めて広く社会一般がどういうふうに治水・利水・環境に対して対応していったらいいのか、当面の30年なら30年間のこの実施期間の間で長期にわたりどういう取り組みをしていったらいいのか、これは委員会の責任でもあるのですけれども、非常に不透明になりはしないのかという大きな懸念が残ると思うのですね。

そういう意味では、やはり今のやりとりで、結論としては、この計画の中では本体工事は実施しないということが明確に趣旨として、かつ文章として明らかにそういうことが継承されていかれるということが非常に重要なだけども、その手段としてはこの要約ですか、考え方ですか、「大戸川ダムに関する考え方」の文章でしかないのですよね。

この文章は附帯の文章であって、本体の計画の中にはこの文章は含まれないのですよね。ですから、その部分はやはりきちっと残るような形のものが必要だということが今の委員会の総意ではないかと思うのですけれども、その点について委員のほうから具体的にどう考えたらいいのか。

それから、また後で一般聴衆の方からも御意見が出るとは思いますけど、そういうことで若干やりとりした上で、きょうはそれでこの分は終わるわけですけれども。千代延委員、よろしいでしょ

うか。

千代延委員

はい、千代延です。

今、委員長がおっしゃったようにこの考え方、これは今ちょうど北朝鮮のテポドンで、安保理で今もめていますね。それで、一番軽い制裁が新聞記者用の声明を発表する、議事録も何も残らなくて、その場限りでおしまいになるというのが一番軽いですよ。何かあれを連想するようなので、これを何か、例えばきょうのこれ、審議事項ではないからちょっと問題なのですけれども、何かの関連で議事録とか何かに、プレスというのは、発表だけではなくて、何かのものに重みをつけた、後の議論にこれを取り出して議論ができるというものに位置づけていただきたいというのが私の考えです。

今、このことだけなのですが、もう一つは、この中身で1点だけ、深く突っ込んだら悪いと思うのですが、3番目の丸で、「大戸川ダムは、河川整備計画（案）でもお示したように、段階的な目標として、戦後最大の洪水に対する安全性を確保するためには必要です」と。我々は、最大の大戸川ダムの必要性については、私が下手に担当させていただいたのですが、天ヶ瀬ダム再開発とセットにして計画規模洪水に対応するために二次調節をしなければならないと。その二次調節を実施するために大戸川ダムはなくてはならないというふうに説明を受けております。

それで、ここでは戦後最大の洪水に対する安全性を確保するために必要と。これはちょっと裏づけが変わっているのではないかと思うのです。この辺はどうなのですか。お答えをいただきたいと思います。

中村委員長

河川管理者、その点に関しては。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

この文書の位置づけということですが、本日もこうやって配らせていただきましたけれども、記者発表でも各メディアの皆様にも配らせていただきましたこのページに掲載しております。決してこれをうやむやにしようという気持ちは全くございませんので。

それから、二次調節等のご指摘がありましたけれども、これはもう以前に議論させていただいておりますように、二次調節をやらなくてもいいんじゃないかということについては、ダムの容量の関係から、それは現実的ではないと判断して大戸川ダムによって戦後最大洪水に対応できるというふうに判断しておるわけです。

千代延委員

千代延です。

いやいや、そこを入れかえてもらっては困るのですよ。戦後最大と計画規模洪水とで違いますでしょう。今のは、答えになっていませんよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

済みません。まず、原案ですね。

千代延委員

はい、そうです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

原案から我々が申し上げていることは全然変わっていないのですけれども、今、お話をいただいた質問は、私が少し勘違いしていたのかもわかりませんが、二次調節が必要と、桂川の戦後最大の関係もありまして、二次調節を行わなければ淀川本川でハイウォーターを超えてしまうというようなことが議論されて、こういう判断に至ったということでございます。

千代延委員

いやあ。これは違いますよ。

中村委員長

川上委員、今の件で、これは。

千代延委員

何で、戦後最大と出ているの、ここに。

川上委員

それを先にはっきりしてください。その後で発言させてください。

中村委員長

では、もう一回だけお願いします。

千代延委員

はい、わかりました。千代延です。直接は戦後最大洪水に対する安全性を確保するために必要、そういうことは今まで委員会のときは聞いておりませんよ。あくまでも淀川本川における計画規模洪水対応ですよ。大戸川ダムがなければ戦後最大対応ができないというような説明は受けたと私は記憶しておりません。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

ご指摘のところは今回全く変えていないところなんですけれども。

千代延委員

いやいや、変わっているから言っているんですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

いえ。10ページですか。「淀川水系では」で始まる場所ですね。中上流部の戦後最大の安全を確保するために施設の整備が必要ですよといったところは変わっていないと思いますけれども。

中村委員長

はい。では、変わっていないということで、ご指摘の、若干混乱するような表現についてはそうではないということで。それでですね。

宮本委員

もう終わるのですか。

中村委員長

いえ。では、この整備計画及び先ほどの質問に関して、御質問・御意見をよろしくお願いします。

川上委員

先ほどから委員会からいろんな指摘が相次いでいるところですけども、行政計画が「はじめに」のところと本文のところとでどうもそごがあって、社会が混乱する、知事も某知事は怒っていらっしゃるという行政計画の作り方というのは、私はおかしいのではないかと思いますよ。もっと本文に明確に書くべきですよ。

それから、川上ダムについて早期に実施するというふうに整備計画に書かれましたけれども、しかしその建設予定地及び周辺の自然環境の調査・検討はまだ継続中で、きわめて不十分な状況にあるというふうに私は感じておりまして、ダム整備を決定できるレベルに達していないと思います。

先日、前回の委員会でも、オオサンショウウオに関してちゃんと委員会で報告してほしいというお願いもしました。それから、バイパス工事は本体工事ではないのかと。もう、すぐに実施するようなことが川上ダム建設所において言われていると。これについてもちゃんと説明してほしいと申し上げておりましたが、説明を受ける前にもう整備計画が発表されましたので、それはまたの機会でもちゃんと説明してもらいたいと思いますけれども。

特別天然記念物という文化財保護法に位置づけられたオオサンショウウオが約1,000匹も生息していると。それで、これまでの説明では、ダム湛水域のオオサンショウウオは湛水域上流の河川に移動するという方法が説明されてきたわけですけども、その上流域にはまさに自然の上下流バランスにおいて適地に適数が生存しているわけですよ。そこに大量の下流に住んでいるオオサンショウウオを移動して保全を図るということは、数百匹のオオサンショウウオに死ねという死刑宣告をすることにも等しいのですよね。こういうことが、環境基本法を制定し、もちろん文化財保護法あり、そして河川法で河川環境の保全・再生をやると。しかも、生物多様性国家戦略を発表されている中で、これらの法規だとか政策から著しく逸脱する考え方だと思うのですよね。これは私も、も

うとても認められないと思います。それで、この取り扱いをあいまいなままに川上ダムの整備を決定するというのは、法規・政策に違反する考え方だと、行為だというふうに私は厳しく指摘しておきたいと思います。

中村委員長

ほかに。はい、宮本委員。

宮本委員

今、川上さんがおっしゃったみたいに、これだけ世間を大騒がせして、そして知事さんが反対だと言った大戸川ダムがどうなるかということが、今こういうふうに、本文で言っていることと前で言っていることがはっきりしないではないかということ自体、私は河川管理者、近畿地整はやはりきちっと本文で明白にわかるように書くべきだというふうに思います。それは多分、皆さん、また書きかえないだろうなというだけのことですけどね。

それと、先ほど宮武調査官が、この整備計画においては大戸川ダムの本体工事は実施しない、実施できないというふうに明言されました。私は、それはそれで評価したいと思います。

ただし、幾らあなたがここで明言したところで、大戸川ダムの本体に着手するのはどんなに早くともあと5年以上かかるわけでしょう。つけかえ道路をやらないかんわけですから。そうしたら、そのつけかえ道路が終わった5年なり10年の後に生きているのは、あなたが今ここでおっしゃった議事録は残っているけれども、そんなものは何の役にも立たずに、計画の本文だけしか残らないわけです。その本文を読んだら、大戸川ダムは戦後最大対応のために整備します。そしてこれらを実施します、しかし本体着工の時期については検討するとしか書いていないから、今、我々は検討して実施するのですよ。そのときのあなたの何代か後の河川調査官がおっしゃったら、そうやってしまうのですよ、これ。そうなるのですよ、これは。これは、幾らあなたたちがマスコミやあるいは皆さん方住民の人をだましたところで、私は、完璧にいわば、非常に欺瞞といいますか、おかしなやり方だと思っています。

ただ、それを今あなた方に言っても、調査官は「やりません」と言われたのだから、それ以上のことをあなたは言えないと思いますから言いませんけれども、ただし、これについてはこの委員会だけではなく、マスコミの方も住民の方も自治体の方も、ぜひこの点については常に思っていないと、大戸川ダムのつけかえ道路が終わった時点でちらっと整備計画にこう書いていますと、この工事はできるのですよ。

それだけを私は指摘したいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

今、お話がございましたけれども、これは私ども法定計画として定めてございますので、これは

役人がだれになろうともきちっとこの計画書に書いてある、そのわかりにくいという意味では行政計画ですから、確かに前半を読んで中盤を読まなければわからないという意味ではそうかもしれませんが、あくまでもこの1冊で法定計画ですので、今、おっしゃったようなことは全くございませんので、そこのところはまず行政として明言をさせていただきます。

また、そういった意味で、記者発表資料等には先ほどの、きょうお配りしている資料も配らせていただいているわけですし、ホームページでも公開してございますし、またきょうも委員会資料として位置づけをしていただいていますので、それもこれもある意味ではきちっと残るものということだというふうに考えてございます。

川上委員

これは委員会に提案ですけれども、この整備計画について委員会として河川管理者に意見を述べることはもうできないわけです。したがって、見解をまとめて発表すべきだというふうに思います。この整備計画に対する見解をまとめて、社会に発表するべきだと思います。これは私の提案です。

中村委員長

そのご提案も含めて、きょう十分議論して、どうするのかというのを決めるのは難しいと思いますので、次回の委員会の日程調整も含めて、ちょっと次に何が展開するかということをご紹介して、一般聴衆の方に意見 それも含めてこの議論になりますので に行こうと思いますけれども、よろしいでしょうか。

今のを、まとめますと委員会としては、この計画が、特に大戸川ダム建設、本体工事の着工については非常にわかりにくくて、このままだとこの計画の中でも今の河川管理者側の説明とは違ったことが起こる可能性があるというふうな認識が非常に強いということだけは現時点で確認しておく。

それで、先ほどの進捗点検の話も含めまして、5月末までにある程度作業を進めていただきます。。そうしますと、次回の委員会の日程が5月の後半ということになります。先ほど事務局のほうから委員の出席を含めていただいたところ、5月26日は19名の方が参加されるということで、5月26日を次の委員会の日程ということで、委員の方、もしよろしければそうしたいと思います。5月26日。

中村委員長

午後ですよ。午後ですね。5月26日午後。

それで、あとは運営委員会の時期、作業検討会の回数なりの案内等については、執行部のほうにらせていただくということですのでよろしくお願いします。

それから、きょう出た指標点検に関するコメント、意見、あるいは修正案等については、事務

局に提出していただいて、次の作業検討委員会で反映するという事にしようと思いますが、もう既に何点かについてはそれでいきたいと思いますので、河川管理者のほうはきょうの審議の経緯を踏まえて、早速とりかかっていたきたいと。それが5月中ということをめどに、もちろん多少おくれる部分もあるかと思いますが、全体としては支障がありませんので、次の1カ月半程度の間で最大限やっていただければ、審議事項として委嘱されていることに応えることができるのではないかとこのように思います。

ここまででよろしいですか。ここから一般聴衆の意見聴取という重要なことをやらないといけませんので、もし、何かどうしてもということであれば。村上委員、はい。

村上委員

村上です。先ほどの川上委員の提案、それから本多委員の前半のこの委員会の総括をどうするかというのは、これは次回の委員会の議題として取り上げられるということでもいいでしょうか。

中村委員長

はい、そういうことになるとと思いますので、きょうの審議を踏まえて運営会議をします。運営会議で委員会の議題を扱うわけですが、既に委員会のほうで非常に重要な指摘がありますので、そういうことは当然次回の委員会の審議事項に入ってくるというふうに認識していただいているところではないかと思えます。

村上委員

ぜひ、2つの議題は乗せてほしいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

重ねて申し上げますが、先ほど委員長は疑義があるというお言葉を使われましたけれども、私どもとしては全くそういう疑義はないということは重ねて申し上げたいと思います。

中村委員長

ありがとうございました。河川管理者は現段階でそういうことをおっしゃられていますので、それは非常に委員会としても心強いという部分はあるのではないかとこのように思います。

山下委員、はい。

山下委員

ちょっと疑問があるのですが、先ほどの川上委員からの提案について検討すべき次回の検討課題、審議課題かなというお話だったのですが、その点については私は疑問というか、反対です。

というのは、委員会としてはこれまで意見書を出してきたわけですから、正式に整備計画になって、決まったわけですが、その整備計画にどう反映されていたか、どう反映されなかったかという点についての意見を述べるというのはあるべき一つのやり方かなと思うのですが、

大戸川ダムだけについてどうこうという話をここですというのは適切かどうかというのは、ちょっと気になります。

川上委員

ではないです。この河川整備計画全体についての委員会の見解。

中村委員長

ですから、どう扱うかは別として、委員会の中で現在出てきた、要するに我々に審議が委嘱されたのは過年度までの計画で、今回審議している途中に計画が出てきましたので、その計画をどう扱うかという枠の中で今上がっていることも含めて、クリアじゃないところはクリアじゃないということも含めてどういうふうな集約をして、河川管理者のほうにお渡しすべきかということは決めないといけない。過年度計画までですから、今審議している間に新しい整備計画が出来上がったということですので、これは当然、引き継ぎ事項として新しい委員会に引き継ぐときには、新しい委員会は策定された整備計画のほうで進捗点検をやりますから、そうすると計画を進捗点検する場合に懸案となるようなことは整理して、こういうことには次の委員会でこういうふうに対処してください、こういうふうに気をつけてくださいというようなことは当然あるかと思います。それを多少整理しなければ、審議事項に対する意見、プラス次期以降の委員会への引き継ぎの文書ができないので、そこはそういう枠でやったらいいのではないかということです。

ですから、山下委員がおっしゃるとおりですね。既に意見は出していて、河川整備計画はできました。それで、河川整備計画の進捗点検というのは当然これからも出てくるわけですから、その際に河川整備計画の内容的にクリアではない部分はどうかというのは当然出てきますから、そういうことも含めて検討していくと。議題の中の1つとして位置づけていくということはあったと思います。

5．一般傍聴者からの意見聴取

中村委員長

では、そういうことで、次に一般聴衆からの意見聴取に移ります。時間が限られているのですが、非常に関心の高い議題でもありますので、ぜひいろいろ御意見を。2分以内ということですが、よろしく願います。

では、一番右側のほうから願います。こちらからですね。右側の。

一般傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田です。

きょうは河川管理者から流域委員会に整備計画の説明があったので、私は宇治川流域住民として発言させていただきます。

1つは、この河川整備計画は、先ほども話がありましたけれども、流域委員会の最終意見を全く無視している。もう1つは、滋賀、京都、大阪の3府県知事の意見を無視している。そういう点では非常に重大な瑕疵のある計画だというぐあいに考えています。

それと、私たち流域住民にとっては住民の意見は全く無視されている。昨年9月9日に宇治市で計画案の説明会が行われたのですが、宇治川の河川整備計画はそこでは全く触れない、とんでもない説明会で、参加者からブーイングが起こった、こういう状況です。そして、京都府も宇治市も計画についての住民説明会は全くやらない。そういう状況でつくられているものだという点です。

それで、大戸川については触れません。私は天ヶ瀬ダム再開発の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流計画について、この7年間意見を言い続けてきました。やっぱり $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流の必要性、緊急性はないということと、ダム周辺の地質調査が全く不十分であると。したがって、安全性に疑問があって、反対です。抜本的見直しを求めたい。

それから、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流にかかわって、下流の宇治川堤防の安全性も、堤体そのものだけじゃなくて基盤についても調査・検討が不十分で、その安全について全く納得できない。見直しを求めたい。

それから、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流に関して、塔の島の河道掘削計画があるんですけども、これについてはこの間、景観・河川環境が大きく破壊される、こういう点で反対の意見を述べてきました、見直しを求めてきました。

それで、2009年2月、ことしですけれども、宇治川とその兩岸地域、中宇治地域が、文化財保護法の重要文化的景観に選定されたことを踏まえて、私たちは河道掘削計画については絶対に反対。それらの意見があるということを踏まえてください。

よろしく願います。

中村委員長

はい、真ん中の方、願います。

一般傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。

桂川流域住民の酒井です。

午前中から手を挙げておったのですけれど、どうして傍聴者の意見聴取が後からで聞き置きたいな形になるのか答えていただきたいと思います。

この間の時間経過の中で、発言の上では委員の皆さん、管理者も含めて社会的責任がどうだとおっしゃっているのですけれども、よく判りません。せっかく手弁当で寄せていただいているのですから、一番に住民から意見を聞くのが本当じゃないですか。私は、桂川流域に住んでいます。桂

川整備計画、進捗点検、少し載っていますけど、全くどこでどういう説明責任を果たされたのか、河川管理者にお聞きしたい。

それと、今日はとにかく頭にきています。お金、予算が出ておりません。それから直轄事業の負担金の意見も出ています。道路も河川も。それから、地方整備局の存廃の問題も出ています。こういう問題もやっぱりきちっと流域委員会の中で審議をしていっていただきたいと思います。

それから、こういう岐路に立つと必ず河川管理者は委員会の休止をやってきた経過があるわけです。関係府県知事の意見をどう扱うのか、ここで、委員の皆さん、河川管理者と幾ら審議をしても、ここでもう計画は出しました。これで審議を休止して、4次の委員会はやりませんということになるかもわかりませんよ。能天気なことを言わないでください。

それから、ホームページに意見を出していますが、読んでいただきたいと思います。

以上です。

中村委員長

ありがとうございました。

もうお二方。3名ですね。後ろの方が先に手を挙げられたので。

一般傍聴者（増田）

箕面市会議員の増田京子です。大きく2点。

まず、次期の委員ですけれども、次期委員、私はきょうどういうふうに決定するのか示してくださいと言いましたけれども、それが全く示されておりません。本当に次期委員を選定するつもりであるのか、公募とか、ちゃんとした委員が選べるのかどうか、それをぜひ示していただきたい。この委員会でもきっちりやっていただきたいと思います。

そして、2点目の大戸川ダムに関してですけれども、私は議員をやっています。そして、この間の2月議会でも同じように条例の文章が変わるといって議論したのですけれども、文章が変わるから絶対に現状が変わるでしょうと言ったら、「変わりません、変わりません、変わりません」と委員会で言いました。でも、議会が終わったら現状変わったんですよ。ですから、私は、本当にこの大戸川ダムがこの整備計画ではできないと言うのだったら、きっちりどう変えなければできないかという文書を出してください。これは委員会に出させてください。今さっき、いい加減にしましたけど、それじゃだめですよ。どうしないと大戸川ダムがつかられないのかという文書を出させること。

それから、河川整備計画を変更するときには、改めて知事等の意見を聞くと言いますが、「等」というのはどういう人たちなのか。この流域委員会には聞かないのかどうか、それをきっちり確認していただきたい。また、流域の住民に聞くのかどうか、この「等」というのがだれかを

ご確認いただきたいと思います。

それで、私は、箕面の方が、朝日新聞ですけれども、新聞で意見、レジュメを書かれていたのですけれども、本当に知事が変わられるのを待っているのではないかと、知事の意見をこの間に変えるための努力をするのではないかと思うのですね。そうしたら、結局、流域委員会は何だったのかということになると思います。そういうことも含めて、きっちりと計画に関しては委員会としての意見を出してください。そうでなければ、委員会がなかったも同然ですよ、これ。それを、ぜひお願いしておきます。

以上です。

中村委員長

では、次、お願いします。

一般傍聴者（今本）

今本です。

きょうの大戸川ダムについての説明と意見を聞いていまして、もし河川管理者が大戸川ダムについての新聞記者等の発表と整備内容・計画の内容とが一致していると言われているのだったら、同情します。もし本当にそう思っているのだったら、あなた方の日本語の使い方について疑問を感じます。

その次に、きょう話し合われた点検の進め方の中で、1から6までに分けています。おのおのの中で、例えば環境についてのよう大項目の中で目標を上げているのですが、利水については、利水と河川環境の調和となっています。つまり、河川環境との調和を図るのが利水の目的というように受け取れますが、これはちょっとおかしいと思いますので、再検討してください。私は、これまでの議論でいえば、水需要の管理を実現するということになるのではと思います。それに付随してのいろんな、何のために水需要を管理するのかということを出てくるのだと思います。

もう一つ、委員会の将来についてですが、この第3次委員会ができるときに休止というものがありません。そのことによって、この委員会が非常に大事な時期を逸しておりますので、今回はそのようなことのないようお願いしておきたい。また、これまでの委員会で委員会の選考について内規的に決めてきておりますが、これが実は文書になっておりません。これは委員会として成文化しておかないと、委員会としての意思が果たされないのではないかと思いますので、作業部会なり何なりできちんと検討して次の委員会に生かしていただくようお願いいたします。

中村委員長

ありがとうございました。

では、最後、お願いします。

一般傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

淀川水系流域委員会は御用委員会に成り下がったのでしょうか。

整備計画が3月31日に発表され、この4月8日に委員会。なぜ、まず河川整備計画の説明をさせないのですか。その審議をするのが先じゃないですか。なぜ、臨機応変に対応できないのですか。それを今までやってきたから、淀川水系流域委員会の名声があるのです。こんなの、委員会の運営じゃないです。

それと河川管理者、あなた方は不信から立っているということを知っていますか。流域委員会を休止し、委員を不透明な形で選び、そして今までの計画を全く無視して原案を出した。不信から立って、住民から不信の目で見られていながら、こんな文章でごまかせると思っているのですか。再検討すべきだと思います。あなた方が本当に住民と一緒に整備計画をつくるのであれば、それができないとおかしい。住民は不信の目で見えています。自覚してください。

終わります。

中村委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議題はすべて終了しました。第85回委員会をこれで終了いたします。どうも長い間、御苦勞さまでした。

ありがとうございました。

6. 閉会

庶務（日本能率協会総研 前原）

第85回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 1時30分 閉会〕